

# 平成26年度 広島県道德教育推進連絡会議(第1回)

## 資料

### 配布資料一覧

資料	豊かな心を育むひろしま宣言～育てよう「心の元気！」～		1
	1	1 今後の道德教育の改善・充実方策について(報告)【概要】	3
		2 「私たちの道德」について	5
	2	道德教育の抜本的改善・充実	10
	3	1 平成25年度「心の元気！」1000人フォーラムアンケート結果	11
		2 平成25年度市町道德教育推進協議会参加者アンケート結果	12
4	「道德教育改善・充実」総合対策事業	13	
参考資料	1	いじめの問題等への対応について(第一次提言)抜粋	14
	2	今後の道德教育の改善・充実方策について(報告)	16
	3	平成26年度道德教育研修会日程等一覧	44
	4	平成26年度市町道德教育推進協議会参加者アンケート(様式)	46
	5	HP 豊かな心を育てる道德教育コーナー	48

平成26年5月20日(火)  
広島県自治会館301会議室

豊かな心を育むひろしま宣言

# ～育でよう心の元気!!～

感していますか  
子どもたちの「心の元気」

すべての子どもたちが 生き生きと夢や希望を語ること  
社会の一員としての自覚を持ち たくましく成長していくこと  
それが私たち大人の願いです

しかし、子どもたちをとりまく現実はどうでしょう  
悲しい出来事は後をたちません  
ルールを守る意識は薄れています  
まじめや努力を軽んずる風潮も広がりつつあります

私たちは、無関心でいることを、寛容であることと勘違いしていないでしょうか  
生き方を語ることを、敬遠していないでしょうか

生命を愛おしむ  
人とともに歩む  
自分らしく心を輝かせる

道徳を教えることは、生き方を語ることです  
自分を見つめ、「心の元気」を育てる力となります  
道徳を教えることに、ためらいはいりません  
私たち大人の大切な仕事です

さあ、はじめましょう  
学校・家庭・地域で力を合わせ、子どもたちの「心の元気」を育てることを

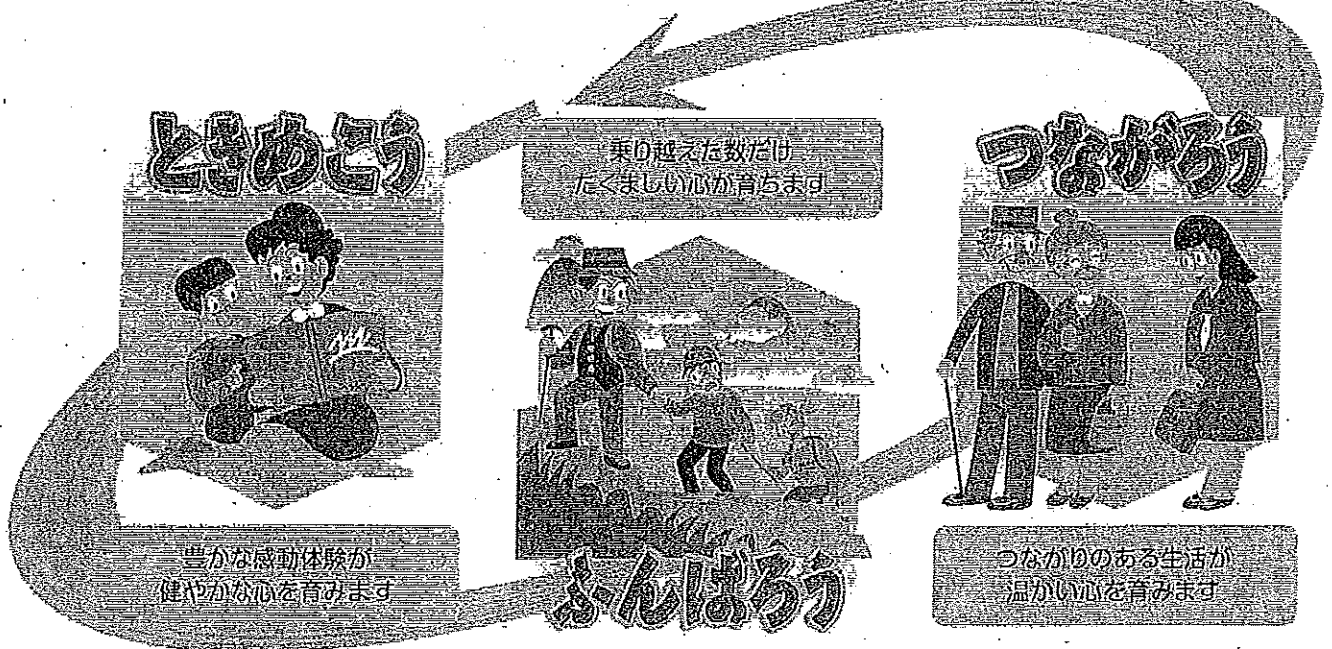
県教育委員会は、県民の皆様方のご支援をいただきながら  
道徳教育の推進に全力を尽くしてまいります

平成14年11月

広島県教育委員会  
教育長 常盤 豊

# 心の元気!!が育つ環境をつくりましょう

この宣言は、県民ぐるみで心の教育を推進することを目的としたものです。



<p>学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員もいっしょになって「朝の読書」を進めています。</li> <li>●心に響く道徳の時間になるよう授業改善に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ただ「がんばれ、がんばれ」ではなく、「頑張らてみよう」と励まします。</li> <li>●子どもたちのがんばりを家庭や地域に伝えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●笑顔を添えた「あいさつ運動」に取り組んでいます。</li> <li>●お年寄りの知恵や経験に学ぶ場をつくっています。</li> </ul>
<p>家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親子で夢を語り合う機会を大事にしています。</li> <li>●親子がいっしょに読書や料理、菜園づくりを楽しんでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもが自分で決めたことは、最後までやりきらせています。</li> <li>●欲しいものをすぐ与えずに我慢させるようにしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「おはよう」や「おやすみ」などのあいさつを欠かしません。</li> <li>●思いを込めて子どもをしっかり抱きしめています。</li> </ul>
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもたちとくっついた「フラワーロード」が自慢です。</li> <li>●ボランティアによる読み聞かせを行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもたちが地域行事のスタッフとして活躍しています。</li> <li>●親子清掃活動を企画して社会のマナーを教えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常的にあいさつや声かけをするようにしています。</li> <li>●世代を越えたふれあいの交流を進めています。</li> </ul>
<p>そのほか</p>			

学校・家庭・地域の豊かなかわりの中で、ときめき、ふんばり、つながるために上の例を参考に、それぞれの「子育て三原則」をつくってみませんか。

## 今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）【概要】

～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～

平成25年12月26日 道徳教育の充実に関する懇談会

### 第1章 なぜ今道徳教育の充実が必要なのか

- 道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格の形成を目指すものであり、教育の根本に据えられるべきもの。
- 道徳教育の現状については、理念の共有や教員の指導力など多くの面で課題が存在。
- 今後の社会において、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であるとともに、その充実が、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題。
- 道徳教育が学校の教育活動全体の真の中核としての役割を果たすよう、早急に抜本的な改善・充実を図ることが必要。

### 第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか

※学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について、以下の観点から改善。

#### 1. 道徳教育の目標について

- 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うとの考え方は今後とも重要。
- 道徳教育の目標とその要である「道徳の時間」の目標とをわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。

#### 2. 道徳教育の内容、指導方法、評価について

##### ① 道徳教育の内容

- 発達の段階ごとに特に重視すべき内容を明確化。その際、いじめの防止や生命の尊重、自律心、家族や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに特に留意。

##### ② 道徳教育の指導方法

###### ア 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及

※多角的・批判的に考えさせたり、議論・討論させたりする授業の重視。

###### イ 道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実

※「道徳的実践力」を効果的に育成するための手段として、ロールプレイやコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習、問題解決的な学習を一層積極的に活用。

###### ウ 「道徳教育の全体計画」等の実質化、道徳の時間と各教科等との関連付けの強化

※校長のリーダーシップによる実質のある「道徳教育の全体計画」の作成と「道徳の時間の年間指導計画」等との関連付けの強化、保護者や地域への積極的な働きかけ。

##### ③ 道徳教育の評価

- 数値による評価は今後とも実施しない。
- 指導要録に、児童生徒の学習の様子を記録し、意欲や可能性を引き出すための記述式の欄を設けることや、「行動の記録」の効果的な活用など、多様な評価方法を検討。



### 3. 教育課程上の位置付けについて

- 道德教育については、体系的な指導により道德的価値に関わる知識・技能を学ぶという「教科」と共通する側面と、人格全体に関わる力を育成する側面の双方の総合的な充実を図ることが重要。
- このことを踏まえ、今後、道德教育の一層の充実を図るため、道德の時間を、学校教育法施行規則において、例えば、「特別の教科 道德」(仮称)として新たに位置付け、所要の改善を行うことについて専門的に検討すべき。

## 第3章 道德教育の改善・充実のためにどのような条件整備が求められるか

### 1. 教材・教科書について

#### ① 「心のノート」の全面改訂

- 全面改訂された新「心のノート」(仮称)は、26年度から全国の小・中学校等に配布予定。道德の時間をはじめとする道德教育や家庭での教育において十分に活用され、効果を上げることを期待。

#### ② 教科書

- どの学校でも一定水準の授業が実施されるよう、主たる教材を安定的・継続的に提供するため、「特別の教科 道德」(仮称)に教科書を導入することが適当。
- その際、出版社の切磋琢磨による質の向上などの観点から、検定教科書とすることが適当。
- 今後、検定に際しての具体的な判断基準となる学習指導要領や検定基準の具体的な在り方などについて、慎重かつ丁寧な検討を行うべき。
- 検定教科書が用いられるまでは、新「心のノート」(仮称)を中心的教材として活用。

### 2. 教員の指導力向上について

#### ① 学校における指導体制

- 学級担任が、「特別の教科 道德」(仮称)の指導を行うことを引き続き原則とする。
- 道德教育に優れた指導力を有する教員を「道德教育推進リーダー教師」(仮称)として加配措置し、地域単位の道德教育を充実・強化。

#### ② 教員研修等

- 管理職・教員の意識改革や資質・能力の向上を図るための研修、教育委員会担当者や道德教育推進教師等に対する研修を充実。
- 学校全体として授業改善のための校内研修を充実。

#### ③ 教員養成・免許

- 大学の教員養成課程におけるカリキュラムの改善、履修単位数を一定程度増加させることも検討。教育実習での道德教育の実地経験の充実も検討。

### 3. 学校、家庭、地域の連携の強化について

- 子供たちの道德性の育成に学校、家庭ぐるみで取り組むべき。
- 地域社会との連携・協力体制の構築、社会全体で道德教育に取り組む気運を高める。

## 「私たちの道徳」について

文部科学省初等中等教育局教育課程課

## 1 趣 旨

「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材です。

## 2 特 徴

- ・道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することが期待されます。
- ・学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成しています。
- ・児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめの問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実を図っています。

## 3 活 用

「私たちの道徳」は、学校、家庭や地域で活用するだけでなく、児童生徒が自主的に読んだり考えたりして活用することができます。

また、「私たちの道徳」は、児童生徒が複数学年にわたって使用するものであり、考えたことや書き込んだことを振り返って、自らの成長を実感しながら道徳性を育んでいくことができます。

各学校においては、道徳教育の全体計画や道徳の時間の年間指導計画に位置付けるなどして全教職員で共通理解を図り、児童生徒の発達の段階を踏まえて計画的に活用してください。

あわせて、家庭や地域での活用や、児童生徒の自主的な活用が促されるよう、家庭や地域と連携を図るなどの適切な配慮を行ってください。

## (1) 学校での活用

## ① 道徳の時間での活用

「私たちの道徳」は、学校の道徳の時間において中心的な資料としても、また補助的な教材としても活用できます。「読み物部分」と「書き込み部分」とを併せて1単位時間を通して活用したり、他の教材と併せて活用したりもできます。

## ② 学校の教育活動全体を通じての活用

「私たちの道徳」は、学校の教育活動全体を通じて活用できます。各教科等の学習において、それぞれの特質に応じて道徳性を育んだり、道徳の時間との関連を図って指導を行ったりする際に活用できます。

また、日常生活や学校の教育活動における様々な体験を、道徳教育の視点からとらえ直して、児童生徒の内面に根ざした道徳性を育んでいく上で有効に活用することができます。

## (2) 家庭や地域での活用

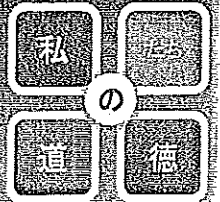
「私たちの道徳」には、家庭や地域で話し合ったことを書き込んだり、家族が書き込んだりする欄が多く設けられており、家庭や地域で広く活用できます。

こうした、家庭や地域での活用を通じて、家庭や地域と連携して児童生徒の豊かな心を育んでいくことができます。

## (3) 児童生徒による自主的な活用

「私たちの道徳」を、児童生徒が、学校や家庭において何度も読み返したり、書き込んだりして学習することで、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなり、道徳性を育んでいくことが期待されます。

# 私たちの道徳



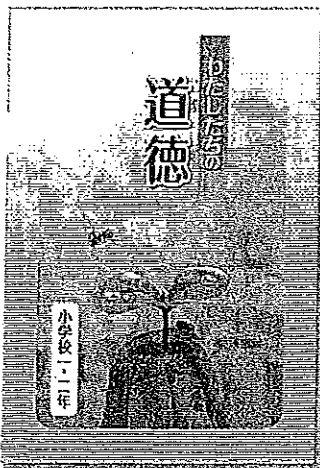
## 趣旨

- 「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材です。

## 特徴

- 道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することが期待されます。
- 学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成しています。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめの問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実を図っています。

### ■ 小学校1・2年



●160ページ

家庭と連携して、児童の豊かな心を育んでいくことができるように、家の人からの書き込み欄を豊富に設けています。

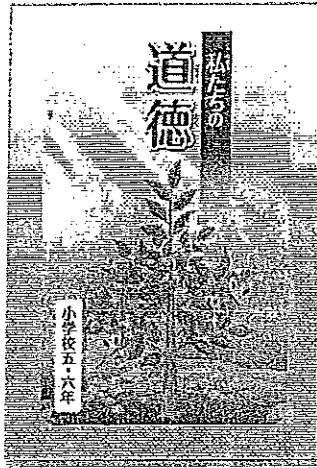
### ■ 小学校3・4年



●176ページ

身近な人々と温かい人間関係を築いていくことができるように、家族や友達など身近な人との関わりに関する内容を豊富に盛り込んでいます。

### ■ 小学校5・6年



●192ページ

話し合いを通して、自分の考えを深め、自らの成長に気付いていくことができるように、話し合いの題材を豊富に盛り込んでいます。

### ■ 中学校



●240ページ

人物の生き方を通して、自己の生き方を考えていくことができるように、先人、偉人や著名人のメッセージや格言などを豊富に盛り込んでいます。

## 重視した内容例

### ■ いじめの問題への対応

いじめに正面から向き合う内容や善悪の判断、信頼・友情、規範意識、公正・公平などの内容を充実

【例】

● 小学校1・2年

「およげないりすさん」(読み物資料)  
・人としてしてはならないことに関すること

● 小学校5・6年

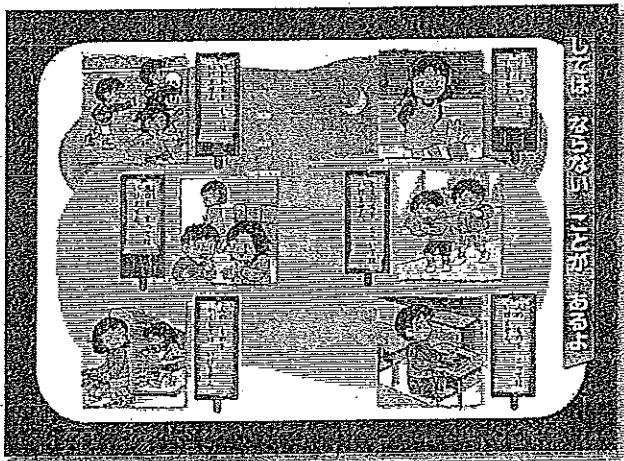
「愛の日記」(読み物資料)  
「いじめている君へ」(メッセージ)

● 小学校3・4年

「同じ仲間だから」(読み物資料)  
・人として守らなくてはならないきまりに関すること

● 中学校

「あなたの身近にいじめはありますか」  
「いじめ撲滅宣言」



▲ 小学校1・2年

自他の生命の尊さについて自覚を深めさせる内容を充実

【例】

● 小学校1・2年

「ハムスターの赤ちゃん」(読み物資料)  
「おはかまいり」(読み物コラム)

● 小学校3・4年

「ヒキガエルとロバ」(読み物資料)  
「命」(詩)

● 小学校5・6年

「その思いを受けついで」(読み物資料)  
「命てんでんこ」(生徒作文)

● 中学校

「キミばあちゃんの椿」(読み物資料)  
・人の命を救うことに尽力した緒方洪庵(医師・蘭学者)のコラム

#### いじめ撲滅宣言

すべての生徒は、「楽しい学校生活を送る」権利を持っています。  
「いじめ」は、この権利を奪うものです。  
いじめを受けた人のみならず、  
いじめを行った人や周囲で見ていた人にも、  
心に傷をあたえることのない場所です。  
いじめは、絶対に許してはならない大きな悪です。  
人間は本来、優しい心を持っています。  
人を思いやり、愛し、喜ぶ心があふれます。  
その優しさを忘す勇気こそ、私達は持つべきなのです。

東京都内の全ての中学校から、全ての生徒の責任として、  
あらゆるいじめをなくし、  
互いに支えあい、誰もが安心して学べる学校を作るために、  
私達はここに次のことを宣言します。

- 一、どんな理由があっても「いじめ」は絶対にしません。
- 一、いじめを見つけたら、自分たちに出来ることを考え、行動します。
- 一、一人ひとりが互いの信頼を認め合い、思いやりの心を持って、  
中学校生活を送ります。

国府県立中学校生徒会本部ウェブサイト  
〒201-8501 東京都千代田区千代田

#### ▲ 中学校

「ヒキガエルとロバ」  
頭上がりのヒキガエル、学校帰りのアドルフとヒキガエルたちの  
前には、ヒキガエルが「びき、とび出してきた。  
「うわっ、なんだい」  
「おどろかさない」  
ヒキガエルだぞ」  
ヒキガエルは「おどろかさない」  
「石をぶつけてやれ」  
子どもたちは口々にそう呼びながら、ヒキガエルを目  
がけて、小石を投げつけ始めた。  
「当たった、当たった」  
「もっと石を投げてこいよ」  
アドルフに言われて、ヒキガエルたちは、遠はたから石を  
集めてきた。  
ヒキガエルは、子どもたちに追われながら、どうも二道  
にふるまのわだちへ逃げこんだ。



▲ 小学校3・4年



## 我が国の伝統と文化

日本人としての自覚をもって、我が国の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献しうる能力や態度の育成に資する内容を充実

【例】

●小学校1・2年

「ぎおんまつり」(読み物資料)

●小学校3・4年

- ・日本の伝統と文化に関すること  
(和服・和食・和室・雑煮・ふるしきなど)
- ・日本の年中行事に関すること  
(端午の節句・七夕・月見・節分など)

●小学校5・6年

「人間をつくる道—剣道—」(読み物資料)

- ・伝統的な日本らしさに関すること  
(もちつき・人形浄瑠璃・切子など)

●中学校

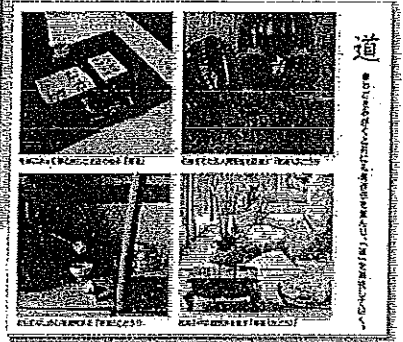
- ・海外で親しまれる日本の文化に関すること  
(浮世絵・歌舞伎・漫画・太鼓など)
- ・日本人の精神と伝統を生かして法隆寺の修理を行った西岡常一(宮大工)のコラム



▲ 小学校1・2年



▲ 小学校3・4年



▲ 小学校5・6年

## 情報モラル

コンピュータや携帯電話等の急速な普及等による社会の情報化の進展に対応し、情報モラルに関する内容を充実

【例】

●小学校3・4年

「少しだけなら」(読み物資料)

- ・コンピュータや携帯電話などの適正な利用に関すること

●小学校5・6年

「知らない間の出来事」(読み物資料)

- ・情報機器の特性と適正な利用に関すること

●中学校

「言葉の向こうに」(読み物資料)

- ・情報機器の利点と問題点を踏まえた上での適正な利用に関すること



▲ 小学校3・4年



▲ 小学校5・6年



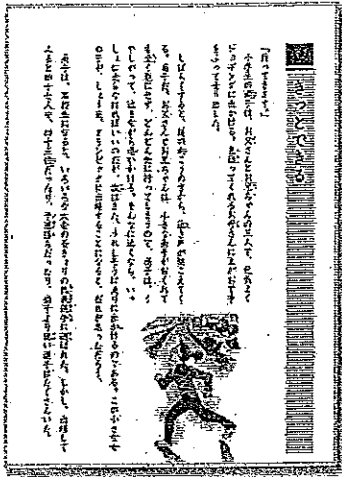
▲ 中学校

読み物部分

構成

書き込み部分

読み物資料



▲ 小学校3・4年

読み物資料数		
小学校	1・2年	12
	3・4年	12
	5・6年	13
中学校		9

- 読み物部分には、偉人や著名人などの生き方に関する内容が多くあります。
- 人物の生き方を通して生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができます。

人物のコラム

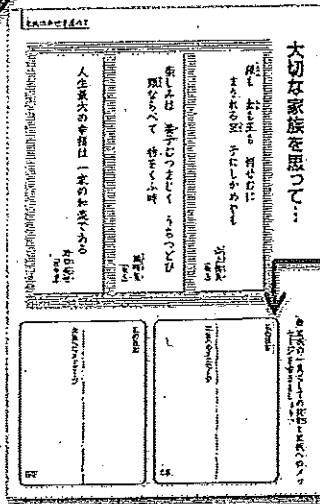
先人等の名言・格言

話や詩・歌 など



▲ 中学校

児童生徒の書き込み欄

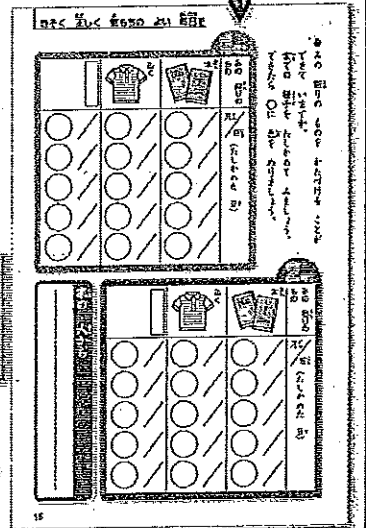


▲ 小学校5・6年

- 自分の成長を振り返ることができるように、学年別に書き込む欄があります。
- 発達の段階や内容に応じて絵を描いたり色をぬったりする欄もあります。

家族の書き込み欄

- 小学校1・2年用には、「家の人から」の欄が多くあります。

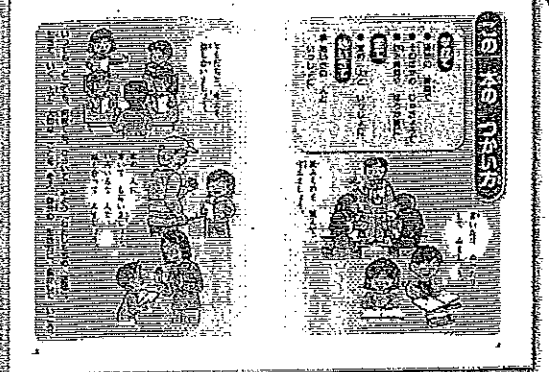


▲ 小学校1・2年

活用場面

- 学校で  
道徳の時間で  
学校の教育活動全体を通じて
- 家庭で
- 地域で

- 読み物を読んで、自分の考えを深めることができます。
- 考えを書き込んで、自分自身を振り返ることができます。
- 友達や家族、地域の人と話し合うなどして、いろいろな人の考えを聞き、自分の生き方に生かしていくことができます。



▲ 小学校1・2年



# 道徳教育の抜本的改善・充実

(新規)

平成26年度予算額(案):14億円

## 【背景】

- いじめ問題への根本的な解決に向けて子供の豊かな人間性を育む道徳教育の抜本的な充実が必要(平成25年2月26日 教育再生実行会議(第一次提言))
- 新たな枠組みによる道徳の教科化をはじめ、道徳教育の充実に向け、「道徳教育の充実に関する懇談会」から文部科学大臣に報告書を提出(平成25年12月26日)

## 【現状】

- 道徳教育については、学校間・教員間で取組の格差が大きい状況。道徳教育を実施する上での課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法が分からない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されている。

## 教材の充実・効果的な指導方法の普及

### 新「心のノート」活用推進事業

6億円

新「心のノート」(平成25年度全面改訂:名称は「私たちの道徳」)を全国の小・中学生(小1・小3・小5・中1)に配布するとともに、効果的な活用を普及するため教師用の指導資料を作成・配布

## 求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上

### 道徳教育パワーアップ研究協議会

1億円

特に指導が難しいとされる小学校高学年や中学校における指導方法の研究開発や効果的な指導方法等の共有などを通じて、教員の指導力の抜本的な向上を図ることを目的として、教育委員会担当者、学校の管理職、道徳教育推進教師を主な対象とする研究協議会を各都道府県で開催

## 地域に根ざした創意工夫ある道徳教育の支援

### 道徳教育地域支援事業

7億円

各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、外部講師の活用や地域教材の作成、家庭・地域との連携などの自治体の取組を支援

よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進

平成25年度「心の元気！」1000人フォーラムアンケート結果

		肯定的				
		H25	H24	H23	H22	H21
1	今日のフォーラムは、自校の道徳教育の推進に向けて参考になりましたか。	98.4%	98.6%	94.9%	96.5%	92.0%
2	自校の「道徳の時間」は充実していると思いますか。	78.6%	82.1%	73.7%	78.6%	73.0%
3	自校の道徳教育に関する研修は充実していると思いますか。	62.7%	/			
4	道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）は、校務分掌上機能していると思いますか。	68.2%	70.3%	66.1%	63.9%	60.0%
5	自校では、児童生徒に道徳性を育成するための体験活動は充実していると思いますか。	79.1%	75.6%	67.3%	71.3%	68.0%
6	自校では、家庭・地域社会と連携した道徳教育が進められていると思いますか。	64.9%	66.0%	57.0%	56.5%	52.0%
7	① 「道徳の時間」を保護者に公開している。	92.8%	93.0%	90.7%	92.9%	92.0%
	② 「道徳の時間」を地域の人々に公開している。	77.5%	72.7%	71.5%	71.3%	72.0%
	③ 道徳教育について保護者（または地域の人々）と懇談会をもっている。	59.3%	53.4%	48.8%	53.1%	47.0%
	④ 道徳教育の取組を学級・学年・学校通信やホームページ等で紹介している。	74.5%	72.0%	65.5%	69.8%	70.0%
	⑤ 保護者や地域の人々の参加・協力を求めた道徳の授業を行っている。	53.9%	55.1%	51.1%	51.2%	51.0%
	⑥ 地域の人々の協力を得て、魅力的な教材を開発している。	38.3%	39.5%	38.6%	35.1%	29.0%
	⑦ 道徳性を養う体験活動等を保護者や地域の人々の参加を求めて行っている。	67.0%	68.1%	61.0%	61.4%	59.0%

		項目	肯定的な回答の割合			
			第 1 回		第 2 回	
1		今日の研修会は、自校の道徳教育の推進に向けて参考になりましたか。	99%		100%	
2		自校の「道徳の時間」の内容は充実していると思いますか。	93%		97%	
3- (1)	研 修 の 充 実	研修内容と学校の重点課題とのつながりが明確になっている。	91%		91%	
3- (2)		道徳教育推進教師を中心に、研修の企画・運営を協働して行っている。	82%		83%	
3- (3)		研修成果を実践につなげやすくする工夫をしている（参加型研修等）。	80%		78%	
4		近隣校同士の道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思いますか。	66%		73%	
5		自校では、道徳教育の取組みを通信やホームページなどで計画的に紹介していますか。	53%		65%	
6- (1)	機 能 化	道徳教育の指導計画の評価・改善を行っている。	91%		95%	
6- (2)		各学級の道徳の時間の実施状況を把握している。	91%		95%	
6- (3)		各学級の道徳の時間の充実のために指導助言している。	67%		72%	
6- (4)		道徳教育の研修を実施している。	85%		86%	
6- (5)		校外の道徳教育に関する研修の内容を回覧等で校内に情報提供している。	80%		83%	
7		自校では、魅力的な教材の開発に取り組んでいる。	64%		68%	
		※「はい」と答えた場合のみ回答	全校 19%	一部 81%	全校 28%	一部 72%
8		自校では、「広島県道徳教育指導資料」（地域教材開発の手引、読み物教材例集・授業展開例集）を活用した。	73%		76%	
		※「はい」と答えた場合のみ回答	全校 19%	一部 81%	全校 22%	一部 78%
9- (1)		自校では、「道徳の時間」を保護者に公開している。	98%		99%	
9- (2)		自校では、「道徳の時間」を地域に公開している。	83%		86%	
9- (3)		自校では、道徳教育について保護者や地域の方々との懇談会をもっている	72%		75%	
9- (4)		自校では、保護者や地域の人々の参加・協力による道徳授業を行っている。	59%		60%	
9- (5)		自校では、地域の人材の協力を得て、魅力的な教材を開発している。	50%		51%	

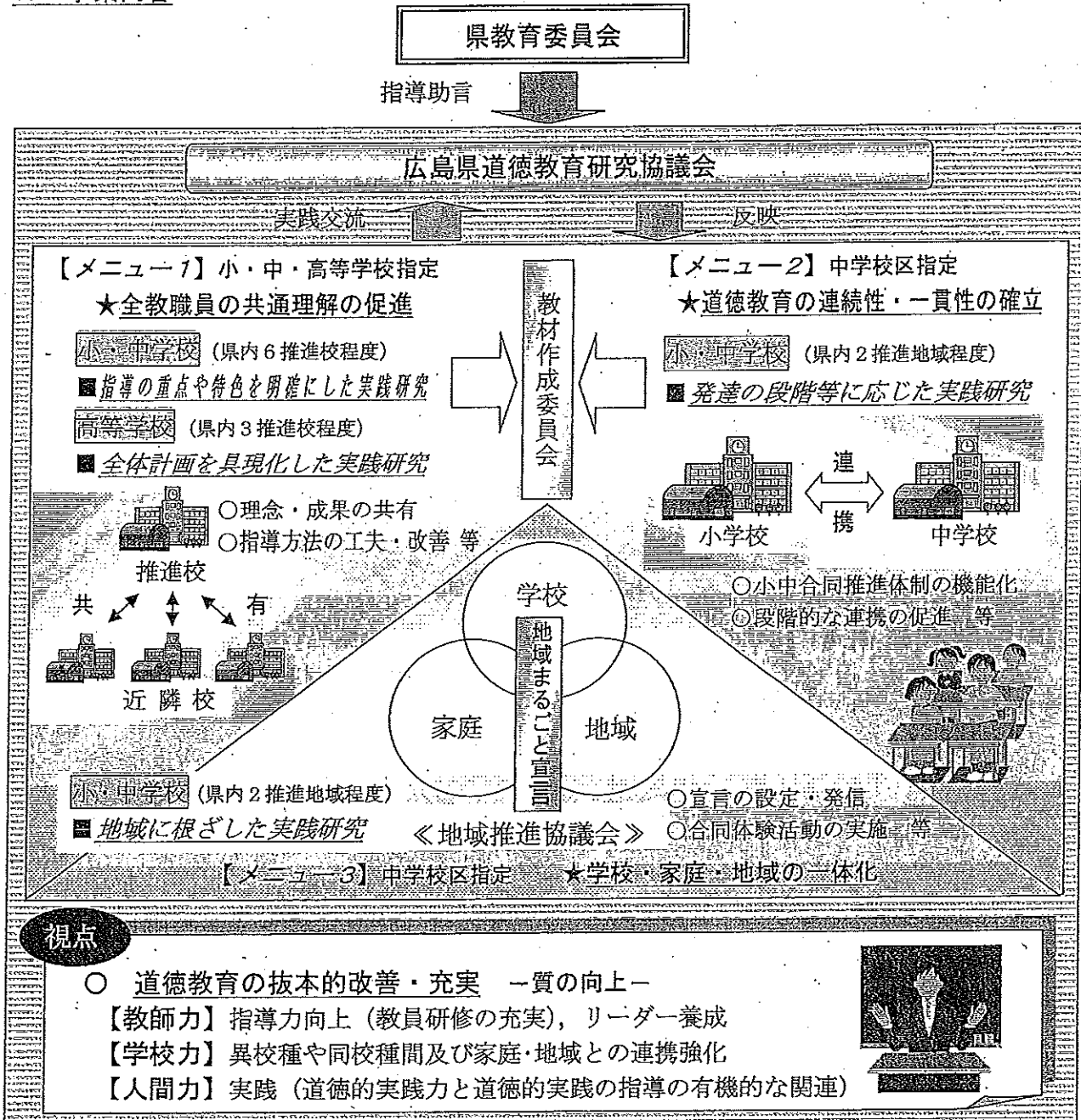


# 「道徳教育改善・充実」総合対策事業

## 1 事業目的

小学校・中学校・高等学校段階における道徳教育の一層の充実を図るため、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、効果的な指導方法等の開発や共有などを通じて教員の指導力の向上に資するとともに、児童生徒のよりよい生き方を実践する力を育む道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を県内に普及する。

## 2 事業内容



よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進による  
児童生徒の豊かな心の育成

(参考)

## いじめの問題等への対応について（第一次提言）抜粋

平成25年2月26日 教育再生実行会議

## 1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。

学校は、未熟な存在として生まれる人間が、師に学び、友と交わることを通じて、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己や他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などの人間性を構築する場です。

しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。

このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。

また、家庭や地域を始め、社会の中で人が生きていく全ての過程が人間教育の場となります。社会全体でその意識を共有し、それぞれの立場から子どもの成長に関わり、支える必要があります。

○ 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。  
そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

○ 国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道徳教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道徳教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道徳教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。

○ 学校においては、日常の生徒指導や、多様な体験活動などを含めて、全ての教育活動を通じた道徳教育を行う。また、食事等の日常生活の乱れが子どもの心の乱れにもつながっているとの指摘を重視し、食育等の視点も取り入れた指導を行う。さらに、各教科等に係る子どもの学習の状況や学校における指導の記録を継続的・系統的に蓄積するとともに、それを教員が共有し指導に生かす。

○ 学校は、保護者も巻き込みながら、子どもたちが社会の一員として守らなければならないいきまりや行動の仕方を身に付け、時と場合に応じて責任ある行動や態度をとることができるよう、市民性を育む教育（シチズンシップ教育）の観点を踏まえた指導に取り組む。その際、発達段階に応じて、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付ける教育（法教育）も重視する。

○ 各学校で子どもたちがいじめについて自ら考え、話し合いに取り組み、児童会や生徒会等において、「いじめは絶対に許されない」などの宣言をし、活動していくことや、子どもたち自身が自分たちの間の問題を解決できる力を身に付け、行動していくことができるよう指導し、支援していく。また、リーダーシップを執れる子どもを育てる。

○ 大人の振る舞いが子どもに直接的な影響を及ぼす。家庭や地域などにおいても、大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。特に、家庭教育の役割の大きさについて、全ての大人が認識を深める。また、指導が子どもの心に届き、また子どもからの様々なサインに気付けるよう、清潔で整然とした環境づくりを行う。子どもの頃から地域の祭り、共同作業などの諸行事に参加することで、学校では経験できない大人との触れ合いを通して、社会規範を身に付けさせる。さらに、試練に対処し、身を守る知恵や精神力、問題解決能力を身に付けさせる。

## 今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）

～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

道徳教育の充実に関する懇談会

## <目次>

はじめに .....	1
第1章 なぜ今道德教育の充実が必要なのか .....	2
1 道德教育の現状等について .....	2
(1) 道德教育の意義、これまでの経緯 .....	2
(2) 道德教育の現状 .....	2
2 今後の社会における道德教育の重要性について .....	3
第2章 道德教育をどのような方向に改善することが求められるか .....	5
1 道德教育の目標について .....	5
(1) 現行制度 .....	5
(2) 改善の方向 .....	6
2 道德教育の内容、指導方法、評価について .....	8
(1) 現行制度 .....	8
(2) 改善の方向 .....	9
① 道德教育の内容 .....	9
② 道德教育の指導方法 .....	10
③ 道德教育の評価 .....	13
3 教育課程上の位置付けについて .....	13
第3章 道德教育の改善・充実のためにどのような条件整備が求められるか .....	16
1 教材・教科書について .....	16
(1) 現行制度 .....	16
(2) 改善の方向 .....	17
① 「心のノート」の全面改訂 .....	17
② 教科書 .....	18
2 教員の指導力向上方策について .....	20
(1) 現行制度 .....	20
(2) 改善の方向 .....	21
① 学校における指導体制 .....	21
② 教員研修等 .....	22
③ 教員養成・免許 .....	22
3 学校、家庭、地域の連携の強化について .....	24
(1) 現行制度 .....	24
(2) 改善の方向 .....	24
おわりに .....	25



## はじめに

教育改革を内閣の最重要課題の一つと位置付ける第二次安倍内閣に設置された教育再生実行会議は、平成25年2月の第一次提言において、いじめ問題等への対応をまとめた。

その中で、いじめの問題が深刻な状況にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出すことが必要であり、心と体の調和の取れた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化することが提言された。

本懇談会は、この提言も踏まえ、道徳教育の充実について検討するため、平成25年3月に文部科学省に設置された。本懇談会では、我が国の道徳教育の現状、家庭や社会の状況等を踏まえれば、道徳教育の充実は、いじめ問題の解決だけでなく、我が国の教育全体にとっての重要な課題であるとの認識の下、これまでの成果や課題を検証しつつ、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上方策、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて、幅広く検討を行った。

今般、これまで10回にわたり審議を重ねてきた成果を以下のとおり取りまとめ、報告するものである。

本報告には、各学校や教育委員会など関係者において直ちに実践に取り入れていただきたい内容のほか、例えば、道徳の新たな枠組みによる教科化に当たっての学習指導要領の改訂や教員養成課程の改善など、今後さらに専門的な検討が必要な内容も含まれている。これらについては、文部科学省において、今後速やかに必要な取組を進め、実現を期していただきたい。その際、時間的制約もあり、本懇談会では必ずしも十分に扱うことができなかつた幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実についても、あわせて検討が深められることを期待したい。

また、「心のノート」については、道徳の時間をはじめとする授業でより活用しやすいものへと改善する観点から、本懇談会の下に設置した「心のノート改訂作業部会」との連携のもと検討を行った。改訂された新「心のノート」(仮称)は、平成26年度から全国の小・中学生等に配布されることとなっており、その効果的な活用を望むものである。

道徳教育は、国や民族、時代を越えて、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてより良く生きることを根本で支えるとともに、国家・社会の安定的で持続可能な発展の基盤となるものである。本報告が、こうした道徳教育の真の充実の一助となることを願っている。

## 第1章 なぜ今道德教育の充実が必要なのか

### 1 道德教育の現状等について

#### (1) 道德教育の意義、これまでの経緯

学校教育は、個人の個性や能力を伸長させるとともに、国家・社会の形成者として主体的に生きるための基礎を培うものである。各学校においては、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等に基づき、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められる。

このうち、**道德教育**は、児童生徒が、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身に付けるとともに、人間としてより良く生きる上で大切なものとは何か、自分は人間としてどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深めていくことをねらいとしている。このことを通じ、**自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すもの**である。

こうした道德教育は、万人に必須のものとしてすべての教育活動の根本に据えられるべきものであり、国や民族、時代を越えて大切にされている。

戦後の我が国における**道德教育**は、**学校教育の全体を通じて行う**という方針の下に進められてきた。特に、**昭和33年改訂の学習指導要領**において**小学校及び中学校における各学年週1時間の「道德の時間」**が設置されて以降は、この**道德の時間**が、各教科等における**道德教育**を補充、深化、統合するものとして位置付けられた。

さらに、**改正教育基本法及び改正学校教育法**などを踏まえ、平成20年に改訂された**小学校及び中学校の学習指導要領**では、「**学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの**」と明記され、各学校において校長の方針の下に**道德教育推進**の中心となる「**道德教育推進教師**」が新たに位置付けられるなど、その一層の充実を期することとされた。

#### (2) 道德教育の現状

道德教育については、その重要性にかんがみ、取組の充実に向けた国や地方公共団体による支援がなされるとともに、個々の学校において、外部の有識者の協力等も得ながら、創意工夫ある優れた実践も行われてきた。特に近年、教育委員会や学校の努力により、**道德教育**の取組が大きく改善された地域も少なくない。

しかしながら、その実情を全体として捉えると、今なお多くの課題が存在しており、一部には「**道德教育は機能していない**」との厳しい指摘もなされるなど、期待される姿には遠い状況にある。

本懇談会でも、例えば、

- ・ 歴史的経緯に影響され、いまだに**道德教育**そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・ **道德教育**の目指す理念が関係者に共有されていない。
- ・ 教員の指導力が十分でなく、**道德の時間**に何を学んだかが印象に残るものにな

っていない。

- ・ 他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか。

など、道徳教育の課題として多くの事柄が指摘されたところである。

さらに、このような道徳教育の課題が、社会全体の在り方にも少なからず影響を与えているのではないかとの指摘もあった。

これらの課題について、真摯に、また謙虚に受け止めた上で、今後の道徳教育の改善・充実に取り組んでいく必要がある。

## 2 今後の社会における道徳教育の重要性について

今後、グローバル化や情報通信技術の進展、かつてないスピードでの少子高齢化の進行、予想困難な自然災害の発生など、与えられた正解のない社会状況に対応しながら、一人一人が自らの価値観を形成し、人生を充実させるとともに、国家・社会の持続可能な発展を実現していくことが求められる。そのためには、絶え間なく生じる新たな課題に向き合い、自分の頭でしっかりと考え、また他者と協働しながら、より良い解決策を生み出していく力が不可欠となる。

一方で、現状において、我が国の児童生徒については、身に付けた知識を生かして自ら考える力や学ぶ意欲に課題が見られること、また、他国の若者に比べて、自己肯定感や社会参画に対する意識・意欲が低いことなどが指摘されている。情報通信技術の進展に伴い、他者との関わり方等の面でも新たな配慮等が求められるようになる一方で、多くの若者が他者とのコミュニケーションや対人関係に悩んでいるとの指摘もある。

特に、昨今大きな社会問題となっているいじめの防止の観点からも、人間の在り方に関する根源的な理解を深めながら、社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやりや弱者へのいたわりなどの豊かな心を育むことが求められている。

さらに、グローバル社会の一員として国際貢献を果たす上でも、また、科学技術が一層急速に進展する中で、今後の社会の各分野で求められるいかなる専門能力の育成に当たっても、その前提として、人間として踏まえるべき倫理観や道徳性が一層重要になると考えられる。

これらのことを踏まえれば、今後の社会において、道徳教育に期待される役割はきわめて大きく、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であると同時に、その充実が、我が国の教育の現状を改善し、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題である。

これまでも繰り返し道徳教育の重要性と課題が指摘されながら、全体としては十分な改善に至らなかった反省も踏まえ、道徳教育の目標や内容、指導方法、教材、教員の指導力向上の在り方、さらには教育課程における位置付けなどについて検討を行い、道徳教育が学校教育活動全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう、早急に抜本的な改善・充実を図る必要がある。

その際、道徳教育については、学校と、子供の人格の基礎を形成する家庭とが連携して取り組むことが不可欠であることを踏まえ、相互の連携をより緊密なものとする必要がある。

あわせて、学校を取り巻く地域社会はもとより、社会全体としても、大人一人一人が道徳教育に向き合い、人間として生きる姿を示すことができるよう、それぞれの立場で取り組んでいくことが求められる。

以上を踏まえ、第2章以下に、今後の時代に求められる新しい道徳教育の在り方を実現するための改善・充実の方策について提言する。

## 第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか

### 1 道徳教育の目標について

#### (1) 現行制度

平成18年に改正された教育基本法では、教育の目標として新たに「豊かな情操と道徳心を培う」ことが規定されるなど道徳教育が重視されており、これを踏まえて、学校教育法の改正や学習指導要領の改訂が行われた。

道徳教育の目標については、小学校学習指導要領の総則において以下のように定められている。(中学校、高等学校、特別支援学校についても基本的に同旨。)

学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

小学校及び中学校の学習指導要領「第3章 道徳」においては、以下の定めがある。

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

小学校及び中学校の学習指導要領解説道徳編においては、「道徳性」は、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度(※)のほか、道徳的習慣なども含むものであり、道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為など道徳的実践の指導も重要であるとされている。

※道徳的心情：道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のこと。

人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情とも言える。

道徳的判断力：それぞれの場面で善悪を判断する能力

道徳的実践意欲：道徳的価値を実践しようとする意志の働き

道徳的態度：具体的な道徳的行為への身構え

また、道徳教育の要として位置付けられている道徳の時間の目標については以下のとおりとなっている。(なお、高等学校については道徳の時間は設定されていない。)

なお、他の教科では、一般的には、各教科固有の目標・内容が2学年ごと又は各学



年ごと（中学校の社会、理科、技術・家庭は分野ごと、英語は3学年分）に示されているが、道徳の時間については、各学校段階の目標のほか、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容が、小学校では2学年ごと、中学校では3学年分まとめて示されている。

（小学校）

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

（中学校）

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

道徳の時間における「補充、深化、統合」について、例えば、**小学校学習指導要領解説道徳編**では、次のような役割があるとされている。

- ・ 学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて補充する役割
- ・ 道徳的価値の意味やそれと自己とのかかわりについて一層考えを深化させる役割
- ・ 多様な道徳的体験のそれぞれがもつ道徳的価値に相互の関連や、自己とのかかわりにおける全体的なつながりを統合し、児童に新たな感じ方や考え方を生み出すような役割

また、「**道徳的実践力**」については、「人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような**内面的資質**を意味」するものと説明されている。

このほか、**いじめ防止対策推進法**（平成25年法律第71号）第15条第1項においては、「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」と規定された。

## （2）改善の方向

道徳教育の目標は道徳性を備えた人間を育てることであり、その重要性にかんがみれば、全人格的な教育である道徳教育を、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うという現行学習指導要領の考え方は、今後とも重要であり、引き続き維持していくことが適当である。

道徳教育及び道徳の時間の目標についても、その基本的な考え方はおおむね適切と考えられるが、一方で、以下のような課題について検討する必要がある。

- ・ 学習指導要領総則に示す道徳教育の目標は、総花的な記述の羅列となっておりわかりにくい。
- ・ 道徳教育の目標である「道徳性」を養うことと、道徳の時間の目標である「道徳的実践力（内面的資質）」の育成との関係が、教師を含む関係者に十分に理解されていない。  
また、これらの関係性が学習指導要領本体では必ずしも明確でないため、道徳教育の目標自体が内面的なものに偏って捉えられがちとなっている。
- ・ 道徳性の育成は、道徳の時間における道徳的実践力の育成に係る指導と、道徳の時間以外の各教科等における指導との相互作用によりなされるものであり、道徳の時間においてその補充、深化、統合を図ることとされているが、その関係性がわかりにくい。  
そのために、道徳の時間とそれ以外の各教科等とを関連付けた指導が行われにくく、道徳教育の要であるはずの道徳の時間が効果的に活用されていないことがある。
- ・ 内面的資質としての道徳的実践力が強調されるあまり、道徳教育における実践的な行動力等の育成が軽視されがちな面がある。

学習指導要領にいかにか立派な「道徳教育の目標」を設定しても、それが正確に理解され、実践されることがなければ無益である。道徳教育を真に効果的なものとするためには、学校・教育委員会はもちろんのこと、児童生徒、保護者、地域住民なども含めたすべての関係者が、道徳教育や「道徳の時間の目標」を正しく理解し、理念を共有し、その趣旨に沿って日々の教育活動を推進していくことが求められる。

このためには、道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることができるよう、学習指導要領を改訂することが求められる。

特に、道徳教育の目標は、道徳的な心情のみならず、道徳的な判断力、実践意欲と態度、習慣などの育成も含む総合的なものであり、児童生徒の内面を育てること、さらにその内面の力によって自発的・自律的に道徳的な行為ができるようにすることが重要である。このため、道徳の時間においても、内面的な「道徳的実践力」を育成することにより、将来の具体的な行為としての「道徳的実践」につながるようにすることを明確に意識して取り組むことが重要であることをあわせて示すべきである。

また、道徳の時間について、道徳教育の目標を実現する上でのそれ以外の各教科等との関係を改めて整理し、「補充、深化、統合」の具体的な方法などを明確化し、道徳教育の要としての中核的な役割を強化する必要がある。あわせて、子供一人一人が異なる資質や特性を有し、その成長には個人差があることに留意しながら、発達の段階（注1）を踏まえた目標の示し方を工夫するなど、その構造がより明確なものとなるよう改善する必要がある。

（注1）「子どもの発達には、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得する過程であるが、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら総合的に発達する。（中略）

子どもはひとりひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、子どもの発達の道筋やその順序性において、共通して見られる特徴がある。（中略）発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。」（子どもの徳育に関する懇談会「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」（平成21年9月11日）より）

なお、子供の発達の段階については、脳科学の分野等においても、現在研究が進行中である。

## 2 道徳教育の内容、指導方法、評価について

### (1) 現行制度

#### ① 道徳教育の内容

道徳教育の内容については、小学校及び中学校の学習指導要領において、小学校低学年では16、中学年では18、高学年では22、中学校では24の内容項目が定められている。これらの内容項目については、相互の関連性や発展性を明らかにするため、①主として自分自身に関すること、②主として他の人とのかかわりに関すること、③主として自然や崇高なもののかかわりに関すること、④主として集団や社会とのかかわりに関することの四つの視点から分類整理されている。

学習指導要領では、道徳教育の内容項目について、いずれの学年でも該当するすべての項目を取り上げる必要があるが、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ることとされている。具体的には、小学校低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮することとされている。また、中学校では自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会を生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮することとされている。

#### ② 道徳教育の指導方法

小学校及び中学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間については、学校教育法施行規則において、小学校及び中学校で各学年年間35単位時間（ただし、小学校第一学年は34単位時間）＜一単位時間は小学校で45分、中学校で50分＞と定められている。

高等学校においては、道徳の時間は設けられていないが、人間としての在り方生き方に関する教育を、公民科や特別活動のホームルーム活動などを中核的な指導場面としつつ学校の教育活動全体を通じて行うことにより道徳教育の充実を図ることとされている。

また、学習指導要領では、全教師が協力して道徳教育を展開するため、各学校で「道徳教育の全体計画」を作成すること、さらに、小学校及び中学校においては、「道徳の時間の年間指導計画」を作成し、各教科等との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業が行われるよう工夫することが求められている。

さらに、道徳の時間における指導に当たっての配慮事項として、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、体験活動を生かすなどの児童生徒の発達の段階や特性等の考慮、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用、自分の考えを基に書いたり話し合った

りする機会の充実、情報モラルに関する指導への留意などが示されている。

### ③ 道徳教育の評価

小学校及び中学校の学習指導要領では、次のような評価に関する取扱いが規定されている。

- ・ 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価すること（第1章 総則）
- ・ 児童生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要があること、ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする（第3章 道徳）

また、学習指導要領解説道徳編では、道徳教育における評価について、道徳性が「道徳教育の目標や内容を窓口として、どのように成長したかを明らかにするよう努めることが大切」（中学校：「道徳教育の目標や内容に照らして、どの程度成長したかを明らかにすることが大切）」とし、道徳性の理解と評価のため、「評価の観点と方法」や「評価の創意工夫と留意点」を示している。

文部科学省が各都道府県教育委員会等に示している児童生徒の指導要録の参考様式では、道徳の時間そのものについての評価の欄は設けられていないが、「行動の記録」の欄については、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等やその他の学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動について、設置者において項目を適切に設定し、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入することとされている。

## (2) 改善の方向

### ① 道徳教育の内容

道徳教育の内容として現行の学習指導要領に示されている項目については、基本的に適切なものと考えられるが、児童生徒の発達の段階や児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし過不足はないか、児童生徒の日常生活や将来にとって真に意義のあるものとなっているかなどについて改めて必要な見直しを行い、学習指導要領を改訂する必要がある。

また、発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容についても、さらに精選し、これまで以上に明確化を図ることなどを検討する必要がある。

その際、例えば、

- ・ いじめの防止や生命の尊重
- ・ 困難に屈しない心、自律心
- ・ 家族や集団の一員としての自覚
- ・ 多様な人々が共に生きていく上で必要な相互尊重のルールやマナー、法の意義を理解して守ること
- ・ 社会を構成する一員としての主体的な生き方
- ・ グローバル社会の中での我が国の伝統文化といったアイデンティティに関する内容や国際社会とのかかわり

など、児童生徒の現状を踏まえ、さらには今後の社会において特に重要と考えられる内容の示し方について特に留意する必要がある。

また、道徳の内容は指導方法と不可分の関係にあることから、後に述べる道徳の指導方法の改善の方向も踏まえ、その示し方について適切に配慮する必要がある。

## ② 道徳教育の指導方法

道徳教育の指導方法に関わる事項のうち、道徳の時間の標準授業時数については、議論の中で、現在よりも増加させることを検討すべきとの意見もあったが、当面は、現行の標準授業時数を前提に、その質的な充実を図ることが必要であるとする。各学校で時間割編成を行う際には、各教科等との関連、学校や地域の実情、児童生徒の実態などを踏まえ、創意工夫を生かした柔軟な対応が期待される。

また、道徳の時間の指導については、児童生徒の実態を最もよく把握し、指導に生かすことができる学級担任が行うことが適切と考える。同時に、すべての小・中学校教員が道徳の時間の指導を適切に実施することができる能力を備えることが求められる。

道徳教育の具体的な指導方法をめぐっては、本懇談会において、以下のような課題が指摘された。

- ・ 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- ・ 道徳の時間と特別活動をはじめとする各教科等との役割分担や関連を意識した指導が十分でない。
- ・ 道徳の時間の指導方法に不安を抱える教師が多く、授業方法が、単に読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- ・ 現代の子供たちにとって現実味のある授業となっておらず、学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めが良くない状況がある。
- ・ 児童生徒の発達の段階に即した道徳の時間の指導方法の開発・普及が十分でない。
- ・ 道徳の時間の授業で何を学ばせようとしているのかを児童生徒にも理解させた上で、具体的に実践させたり、振り返らせたりする指導が十分でない。
- ・ 道徳の時間の指導が道徳的価値の理解に偏りがちで、例えば、自分の思いを伝え、相手の思いを酌むためには具体的にどう行動すれば良いかという側面に関する教育が十分でない。

こうした課題については、これまでも指摘されてきたところであり、現行の学習指導要領においても、その改善のための方策が盛り込まれているところであるが、いまだ取組は不十分な状況にある。このことを踏まえ、特に下記ア～ウのような観点を中心に改善に取り組むことが必要と考える。

なお、道徳教育の指導に当たっては、児童生徒の特性、学校や地域の実態を踏まえ、各学校において創意工夫をこらすことが不可欠であり、本懇談会の提言もそのことを大前提とするものである。各学校においては、特定の指導方法を絶対化することなど



により、道徳教育の授業が画一的なものとなったり、教師の一方的な押しつけにつながったりすることのないよう留意しつつ、柔軟でバランスの取れた指導方法の開発・実践に努めていただきたい。

今後、大学や研究機関等とも連携協力しながら、道徳教育の特質を踏まえた多様な授業の在り方について教師間で切磋琢磨し合うとともに、子供たちの多様な実態や発達の段階に即した柔軟な指導方法など、優れた道徳教育の指導方法を生み出していくことが期待される。また、こうした取組について、国においても積極的に支援すべきである。

#### ア 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及

道徳教育については、児童生徒の発達の段階を踏まえ、人として生きる上で必要な基本的な道徳的価値の理解や社会生活上のマナーなどについて考えを深め習得することに重点を置く段階から、道徳的価値それ自体の意義や普遍性などについて多様な角度から考えを深め、実生活をいかに生きるかを模索させる指導に重点を置く段階へとその内容を発展させていくことが重要と考えられる。

このことを踏まえれば、特に、学年が上がって行くにつれ、道徳の時間において、一定の道徳的価値を理解させるための読み物の主人公の心情などを理解させるような授業だけでなく、例えば、善悪の問題も立場によって見方が異なる場合もあることや、自分の思うようにならない複雑で困難な状況に遭遇したときにどのように対応すべきかなどについて、多角的・批判的に考えさせたり、議論・討論させたりする授業を重視することが必要であろう。特に、現行の学習指導要領では、道徳の時間の配慮事項として、新たに「自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること」とされ、言語活動の充実が重視されている。このことも踏まえ、道徳の時間においても、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動を取り入れた指導を更に充実・強化していく必要がある。

同様に、自分自身も社会に参画し、役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり、社会の在り方について多角的・批判的に考えさせたりするような、社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）の視点に立った指導も重要となる。その際、他教科の指導との関連も図りながら、法やルールの意味を理解して、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、安定した社会関係を形成することの重要性やそのための具体的方策について考えを深めさせるなどの視点も重視する必要がある。このことは、いじめ防止等についての児童生徒の主体的な参画を促す上でも重要である。

さらに、道徳教育の指導に当たっては、より現代的で児童生徒の実生活に即したテーマの素材や、特に小学校高学年や中学校では、現実社会で顕在化している生命倫理や情報倫理、環境問題など、多様な価値観が引き出され考えを深めることができるような素材ももっと積極的に活用されるべきである。

#### イ 道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実

本来、内面的資質である「道徳的実践力」はそれ自体で完結するものではなく、将来における道徳的行為の実践につながってこそ意味があるものであり、道徳的実践を

繰り返すことで道徳的実践力も強められるものである。道徳的実践力を育成する上で、例えば、心のこもったあいさつや礼儀、コミュニケーションの方法、きまりやルール作りなど、実際に自分が動き、他者とかがわり合っただけで初めて実感され、身に付く力も少なくない。

現行の学習指導要領においても、例えば、「各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する」とされている。また、道徳の時間について、「コミュニケーション（対話）を深める活動、（中略）模擬体験や役割演技等の表現活動」（小学校及び中学校の学習指導要領解説道徳編）が示され、「動作化や役割演技、コミュニケーションを深める活動などを取り入れることは、（中略）表現活動を通して自分自身の問題として深くかかわり、ねらいの根底にある道徳的価値についての共感的な理解を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けることに資するもの」（中学校学習指導要領解説道徳編）とされている。

このような学習指導要領の趣旨・内容を実現する観点からも、道徳の時間において、「道徳的実践力」をより効果的に育成し、将来の「道徳的実践」につなげていくための手段として、例えば、児童生徒に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技（ロールプレイ）や、実生活の中でのコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習、問題解決的な学習などの動的な活動がバランス良く取り入れられるべきである。この場合、他教科等や家庭・地域における体験活動や表現活動、問題解決的な学習等を、道徳の時間においてより効果的に補充、深化、統合する方策についても検討する必要がある。

これらの活動等を取り入れた指導を行う際、特に留意すべきは、道徳的価値や自己の生き方との関係において、なぜそうした活動が必要なのかねらいを明確にするとともに、そこで何を学んだのかについて、児童生徒が振り返り、自ら考えを深めることができるようにすることである。このことにより、活動を単に活動として終わらせないようにする必要がある。

このような指導を通じて、道徳教育で学んだ内容が、例えば、今ある人間関係の改善に役に立ち、実生活において皆が生きやすくなるよう働くことが実感されることは、児童生徒が人生を幸せにより良く生きようとする意欲を育てる上でも大きな意義があると考えられる。

#### ウ 各学校における「道徳教育の全体計画」「道徳の時間の年間指導計画」の実質化、道徳の時間と各教科等との関連付けの強化

学習指導要領においては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において「道徳教育の全体計画」を定めることとされており、ほとんどの学校でこうした計画が作成されている。しかしながら、現状では、そこで定められる重点目標や内容が形式的なものにとどまっている学校も多く、本来求められる成果を生み出しているとは言い難い。

上述のように、児童生徒の発達の段階に即した道徳教育の指導を学校教育全体を通じて充実させる上でも、また、具体的な動作等も取り入れた指導や問題解決的な指導等を道徳の時間と各教科等との役割分担・関連の下に実施していく上でも、学校全体としての道徳教育の重点目標の明確化とその目標達成に向けた計画の作成はきわめて重要な意義をもつ。

各学校において、学校の教育目標を踏まえ、校長をはじめとする管理職、道徳教育

推進教師のリーダーシップの下に、全教職員の参画によって実質のある「道徳教育の全体計画」を作成し、「道徳の時間の年間指導計画」等と有機的に関連付けながら授業を実施することが求められる。

その際、例えば、社会科において学んだ内容について、道徳の時間において道徳的価値に照らして再吟味し、考えさせるなど、道徳の時間と各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学習を明確に関連付け、双方の効果を一層高めることができるよう配慮すべきである。

「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」を実効あるものとして活用することは、学校全体のカリキュラムマネジメントの充実にもきわめて有効と考える。

また、これらの計画の作成・実施に当たっては、家庭や地域との連携を深めることが重要であり、各学校は、保護者や地域の人々の主体的な参加や協力が得られるよう、積極的に働きかけることが望まれる。これらを通じ、学校全体で、さらには地域ぐるみで、道徳教育の充実を図っていただきたい。

### ③ 道徳教育の評価

道徳教育については、一人一人の道徳性を培うものであり、道徳性はきわめて多様な心情、価値、態度等を前提としていることにかんがみれば、数値による評価を行うことは不適切であり、この考え方は引き続き維持すべきである。また、児童生徒の内面そのものを評価の対象としたり、入学者選抜等の他の判断の基礎としたりすることについても厳に慎むべきと考える。

一方、現行の学習指導要領でも、児童生徒の道徳性を理解し評価することとされているように、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のためにも評価は重要であり、その過程を含めて教師と児童生徒とが共有していくことが求められる。

その際、教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いなどに基づく共感的な理解の下、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、児童生徒が自らの人間としての生き方についての自覚を深め、人間としてより良く成長していくことを支える評価となるよう十分配慮する必要がある。

このような配慮の下、児童生徒の道徳性をより高めていくための資料として、指導要録の中に、例えば、児童生徒の学習の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励まし勇気付けたりするような記述式の欄を設けることや、指導要録の「行動の記録」の欄をより効果的に活用する方策など、道徳教育の目標や内容を踏まえながら、その特性を生かした多様な評価の方法について検討すべきである。

さらに、こういった児童生徒の評価については、指導と評価の一体化の観点からも、教員間で共有し、学校全体としての指導の改善に生かしていく必要がある。

## 3 教育課程上の位置付けについて

これまで述べた道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてもより適切なものに見直すことが必要と考える。

そのための方策として、道徳教育の要である道徳の時間を、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けた上で、

道徳教育の目標や指導方法等についても、先に述べた所要の改善を行うことを提言したい。

#### （「教科」について）

現行制度上、小学校の教育課程については、学校教育法施行規則第50条第1項に示されるとおり、国語、算数などの「各教科」と、教科以外の「道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」によって構成されている。（中学校についても基本的な構成は同様となっている。）

何をもって「教科」と定義するかについて、現行の「教科」についてみても、その性質や成立事情は必ずしも一様ではない。

「教科」についての説明としては、例えば、「学校教育法に示されている小・中・高等学校等の教育目標の到達を分担するもので、この目標に到達するために教育内容を組織的・系統的にまとめたもの」（注2）や、「学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したもの」（注3）などがある。さらに、相対的に、教科の指導は児童生徒の知的な資質・能力を育むことを、教科以外の指導は児童生徒の自主性や民主的態度、行動力等の資質・能力を育むことを、それぞれ主な任務としていと捉える見方もある。

これらを踏まえると、「教科」については、「系統的に組織化された文化内容を教授する」（注4）という任務の存在が最小限の共通要素とみることもできよう。

なお、現行制度に位置付けられている教科の多くについては、①免許（中・高等学校においては当該教科の免許）を有した専門の教師が、②教科書を用いて指導し、③数値等による評価を行うなどの点が共通している。

#### （道徳の時間の特性について）

道徳の時間は、その創設以来、教育課程において教科とは位置付けられてこなかった。

一方で、道徳の時間は、その特性として、学習指導要領に示された内容に基づき、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学び教養を身に付けるという従来の「教科」と共通する側面と、それらも踏まえて、自ら考え、道徳的行為を行うことができるようになるための道徳性といういわば人格全体に関わる力の育成を行う側面を有しており、今後、その双方の側面からより総合的な充実を図ることが課題となっている。

そのことを明確化するためには、道徳の時間の目標・内容の充実を図った上で、教育課程における位置付けについても、その特性によりふさわしいものに改めることが必要と考える。

また、道徳の時間については、先に述べたように、人格全体にかかわる力の育成という性格に照らし、数値による評定はなじまないことと考えられること、また、児童生徒に日常密接にかかわっている学級担任を中心に授業を行うことが適切と考えられることなどの従来の教科とは異なる特性がある。さらに、道徳の時間は、それ自体としての体系的な教育活動としてだけでなく、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要としての役割も果たさなければならないものであるという他の教科にはない使命を有している。

（注2）学校教務研究会編『詳解 教務必携<第8次改訂版>』（平成21年）

（注3）（注4）今野喜清・新井郁男・児島邦宏編『新版 学校教育辞典』（平成15年）

（「特別の教科 道徳」（仮称）について）

これらを踏まえ、道徳教育の要である道徳の時間を、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに教育課程に位置付けることが適当と考える。

道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標・内容をより構造的で明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等を改善することにより、これまで述べた道徳教育の改善・充実に向けた取組が一層円滑かつ効果的に進むことが期待される。また、このことは、大学等における道徳教育に関する理論的研究の深化や研究者の養成、教員養成課程のカリキュラムの改善や指導者の確保、より発展的な指導方法の開発など、道徳教育充実のための総合的な体制整備にも有効に働くものと考えられる。

加えて、現実的な問題として、我が国の学校においては、どうしても「各教科」が偏重され、道徳の時間が軽視されがちとなっているとの指摘があるが、こうした風潮を改め、関係者に道徳教育の重要性についての再認識と取組の充実を求める上でも意義深いものと考ええる。

なお、本懇談会においては、将来的には、現行の「教科」を軸とした教育課程の編成原理そのものを見直した上で、道徳教育を中心とした「コア・カリキュラム」を新たに構想すべきとの意見もあった。

これらを踏まえ、道徳の時間をその特性を踏まえた新たな枠組みによる「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上明確に位置付け、充実を図ることなどについて、文部科学省においてより専門的な検討を進め、学校教育法施行規則の改正や学習指導要領の改訂等に早期に取り組むべきである。

なお、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けるに当たっても、現行制度上、私立の小学校及び中学校の教育課程について、宗教をもって道徳に代えることができることとされていることについては、引き続き尊重する方向で検討することが適当と考える。

### 第3章 道德教育の改善・充実のためにどのような条件整備が求められるか

#### 1 教材・教科書について

##### (1) 現行制度

道德教育を充実させるためには、道德の時間における優れた教材の活用が重要であり、小学校及び中学校の学習指導要領では、「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童（生徒）が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や利用を通して、児童（生徒）の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う」ことを求めている。

文部科学省では、**道德教育の教材**として、小学校は低・中・高学年の3種類、中学校は1種類の計4冊から成る「心のノート」を作成し、平成14年度から全国の小学校・中学校等に**無償で配布**してきた。「心のノート」は、児童生徒が身に付ける道德の内容をわかりやすく表し、道德的価値について自ら考えるきっかけとなるものであり、学校の教育活動全体において活用され、また学校と家庭等が連携して児童生徒の道德性の育成に取り組むよう活用されることを通して、道德教育の一層の充実を図ろうとするものである。なお、「心のノート」については、平成23年度使用分からウェブを通じた利用に切り替えられたが、平成25年度使用分から全国の小・中学校等への冊子の配布が再開された。

さらに、各学校では、文部科学省（旧文部省も含む。）が作成する読み物資料集や、都道府県・市区町村の教育委員会で独自に作成する道德の教材、民間の教材会社等が作成する教材、新聞記事、書籍・雑誌など様々な教材を活用しながら、道德の時間をはじめ道德教育に関する指導を行っている。文部科学省では、学校・地域の実情等に応じた多様な道德教育を支援する観点から、「道德教育総合支援事業」により、各教育委員会等における教材の作成・配布等の取組を支援している。

「心のノート」以外の道德教育の教材については、児童生徒各自に持たせて使用するもの、学校備え付けで使用するものなど、様々な形態があるが、児童生徒各自に持たせて使用している場合、平成23年度の調査では、小・中学校の6割以上がその費用について個人の負担を求めている。

なお、**道德の時間**については教科書は設けられていないが、各教科については、各学校において教科書が使用されることになっており、学校教育法上、使用義務が課されている。国公立の義務教育諸学校で使用される教科書は、法律に基づき、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されている。

教科書には、文部科学省の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。））と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）がある。教科書検定は、学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、検定のための審査基準である教科用図書検定基準（文部科学大臣告示）等に基づき、教科用図書検定調査審議会の専門的・学術的な審議に基づいて、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、合格した図書を教科書として使用することを認めているものである。

教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

- ・ 学習指導要領等の内容に照らして適切か（準拠性）、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正か（公正性）、などの「準拠性及び公正性」
- ・ 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確か、などの「正確性」

といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

教科書については、その教科書発行者における著作・編集、文部科学省における検定、教育委員会や学校における採択、教科書供給業者における製造・供給のプロセスが必要となるため、教科書の作成から学校での使用開始までに通常3年間を要する。

## （2）改善の方向

### ①「心のノート」の全面改訂

「心のノート」の改善については、本懇談会の下に設置した『「心のノート」改訂作業部会』と連携しながら検討を行った。

その際、全面改訂に当たっての基本的な考え方として、主に以下のような点を重視した。

- 教育基本法及び学校教育法に定められた教育の理念を踏まえ、学習指導要領に基づき、道徳の内容項目に沿って、児童生徒が道徳的価値や規範意識について自ら考え、実際に行動できるようになることに資する内容とする。
- 道徳の時間の授業においてより活用しやすい内容・構成とする。併せて、これまでと同様、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭での生活や学校と家庭との連携の強化、地域での活動等に際しても活用できるものとする。
- 学習指導要領に示された内容項目ごとに読み物部分と書き込み部分のセットで構成することを基本とし、先人等の残した名言、国内外の偉人や著名人、伝統・文化、生命尊重等に関する読み物など、児童生徒が道徳的価値について考えるきっかけとなる素材を盛り込む。その際、これまでに文部省・文部科学省で作成してきた読み物資料等の中から良質かつ改訂方針に沿ったものを積極的に活用する。
- 児童生徒の発達段階を踏まえつつ、いじめの未然防止の観点、児童生徒の多様性への配慮、「礼」など我が国の伝統・文化に根ざす内容の充実、道徳的実践を促すような具体的な振る舞い方などの「技法」を身に付けること、「食育」「市民性を育む教育」「法教育」の視点、「情報モラル」をはじめ児童生徒を取り巻くリアルな環境の変化などを重視する。
- 家庭教育との連携や家庭における活用をより重視した内容を盛り込む。

新「心のノート」（仮称）は、平成26年度から全国の小・中学校等に配布されることとなっている。新「心のノート」（仮称）が、道徳の時間をはじめとする学校の道徳教育や家庭での教育において十分に活用され、全国各地における優れた実践につながり、道徳教育の改善・充実に効果を上げることが期待している。



## ②教科書

本懇談会では、今後の道德教育の更なる充実を図るため、道德の時間を新たな枠組みにより教科化した場合、教科書を用いることとすべきかどうかについて議論を行った。

この点について、まずは新「心のノート」(仮称)を活用していくべきとの意見や、これさえあれば良いという教材ではなく、教師一人一人の取組や努力によって多様なものを活用させる方向が適切との意見もあった。しかしながら、

- ・ 道德の時間を「特別の教科 道德」(仮称)として位置付け、その目標や内容の体系性を充実させるのであれば、それにふさわしい主たる教材が必要であること
- ・ どの学校においても、また、どの教員によっても、一定水準を担保した道德の授業が実施されるようにするための質の高い教材が必要であること
- ・ こうした教材をすべての児童生徒に安定的・継続的に提供するためには、教科書として位置付けることが必要と考えられること

などを踏まえれば、道德の時間を新たな枠組みにより教科化するに当たり、新たに教科書を導入することが適当と考える。

また、教科書には検定教科書と文部科学省著作教科書とがあるが、導入する場合、どちらが適切か議論を行った。

この点について、文部科学省著作教科書については、需要数が希少で検定教科書の発行が期待されない場合に限り発行されているが、既に複数の出版社が道德の時間に使用する副読本を作っており、民間の教科書発行者による教科書の発行が予想されるなどの理由から、導入は適切でないという意見が多数を占めた。

一方、検定教科書を用いることについては、検定に伴う以下のような課題も踏まえた上で議論を行った。

- 価値観によって判断が分かれるような題材が取り上げられることにより、多様な立場からの様々な記述内容の教科書が発行される可能性があること
- 価値観によって判断が分かれるような題材について、国が検定を通じて適否を判断していくことの是非
- 検定に際しての具体的な判断基準(道德の性格上、客観的な学問成果を根拠として検定意見を付すことが難しいこと)

その結果、検定教科書を用いることに賛成の立場から、以下のような意見が出された。

- ・ 教科書検定制度の下で出版社がより良いものを作ろうと互いに切磋琢磨することで質の高いものが生まれる。
- ・ 複数の民間発行者が作成する検定教科書の方が多様な価値観を反映できる。
- ・ 憲法、法律、学習指導要領の趣旨に沿っているかなどの大きな基準の中で多様な教材を開発することを考えれば、検定も可能。
- ・ 既に複数の出版社で学習指導要領の記述をベースにした副読本が作られており、それが教科書になっても大きな問題が生じるとは考えにくい。
- ・ 公正性や正確性など、検定の基本を押さえた上で、限定的・抑制的な検定の下

で、出版社の創意工夫が生かされる形で検定が行われれば良い。

一方で、検定教科書に慎重な主な意見としては、以下のようなものがあった。

- ・ 道徳で「教材を教える」のは良くない。現段階ですぐに検定教科書を考えるよりは、当面は新「心のノート」(仮称)を使って考えさせる方向を基本的に維持していくのが良い。
- ・ 新「心のノート」(仮称)が充実したものとなるのであれば、それを現場に浸透させ成熟させていくことが必要。ゆくゆくは検定教科書へと移行するのが良いのだろうが、丁寧に時間をかけるべき。

これらの意見を踏まえ、本懇談会としては、「特別の教科 道徳」(仮称)の主たる教材として、検定教科書を用いることが適当と考える。教科書検定の具体的な制度設計に当たっては、民間発行者の創意工夫を最大限生かすとともに、政治的中立性や宗教的中立性に配慮しつつ、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的観点に立ち、検討を行うべきである。児童生徒の多角的・批判的な思考力・判断力・表現力等の発達の観点等に十分配慮した創意工夫ある良質な教科書が作成されることを期待したい。

その実現に向け、今後、文部科学省において、検定に際しての具体的な判断基準となる学習指導要領や検定基準の具体的な在り方など、検定教科書の発行に伴う課題への対応について、慎重かつ丁寧な検討を行うとともに、教科書の無償給与に必要な予算措置が適切になされることが必要である。

また、検定教科書が使用される場合でも、道徳教育の特性にかんがみ、地域や学校の実態を踏まえて、教育委員会・学校や民間等の作成する多様で魅力的な教材があわせて活用されることが重要である。国においては、各教育委員会や各学校の判断により新「心のノート」(仮称)をはじめとする多様な教材を有効に活用していくことができるよう、その支援の方策を検討していくことが求められる。

なお、検定教科書が各学校で用いられるようになるまでの間は、新「心のノート」(仮称)を中心に、教育委員会・学校や民間等の創意工夫を生かした教材を適切に用い、指導方法等の改善を図りながら、授業を進めることが求められる。

また、検定教科書の作成に当たっても、新「心のノート」(仮称)の良さが引き続き生かされるとともに、家庭でも親が子供と一緒に活用できるなど家庭における道徳教育にも資するものとなるよう、適切に配慮されることを期待したい。

## 2 教員の指導力向上方策について

### (1) 現行制度

#### ① 学校における指導体制

小学校及び中学校の学習指導要領では、各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。

また、道徳の時間の指導については、学級担任の教師が行うことが原則であるが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実することとされている。

#### ② 教員研修等について

国、地方、学校のそれぞれのレベルにおいて教員研修等の取組が実施されている。

国レベルでは、独立行政法人教員研修センターにおいて、道徳教育指導者養成研修を実施し、各地域における道徳教育に関する研修講師や各学校への指導・助言を行う指導者を養成している。また、教職員等中央研修（中堅教員研修）でも道徳教育を扱っている。

都道府県レベルの研修として、教職経験、職能、専門的な知識・技術に関する研修などが実施されており、その一環として、例えば、道徳教育推進教師を対象とした研修や、道徳の授業づくりに関する研修などが位置付けられている。また、都道府県教育委員会等が行う小中学校の初任者研修では、そのすべてにおいて道徳に関する内容が取り扱われている。

教員免許更新講習においては、必修領域に含めるべき内容として、「子供の実態を踏まえた道徳・特別活動の指導」が例示されている。また、選択領域でも道徳に関する講習が実施されており、例えば、道徳の指導法や、話し合い活動を活発に行う道徳の時間の授業づくりなどの講習が開設されている。

#### ③ 教員養成・免許について

教員免許状授与のための所要資格として求められる大学の教員養成課程における履修については、教育職員免許法別表第1に規定する教職に関する科目の「教育課程及び指導法に関する科目」として、「各教科の指導法」とともに「道徳の指導法」が規定されている。

例えば、小学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合、「各教科の指導法」については、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を修得し、「道徳の指導法」についても同様に2単位以上を修得するものとされている。また、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合も、「道徳の指導法」については、2単位以上修得するものとされている。

大学の教員養成課程の道徳教育関係科目としては、例えば、

○ 道徳教育Ⅰ（１単位）で日本の道徳教育の変遷と諸外国の道徳教育の特徴について解説し、道徳教育Ⅱ（１単位）として、道徳教育理論や学校の具体的な道徳教育の実践を扱うもの

○ 道徳の指導法（２単位）で、「道徳とは何か」といった根本問題、道徳教育の基本的課題を理解し、学校での指導法について、学生が自ら経験したケースの考察や学習指導案の作成などを行うもの

などがある。

その他、専修免許状については、大学院において道徳教育分野に関する単位を１２単位以上習得した場合、大学院での専攻に加えて、授与条件に「道徳教育」と記入することにより、その専門性を標章できることとなっている。

## （２）改善の方向

### ① 学校における指導体制

学級担任が、「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを原則としつつ、校長をはじめとする管理職等が道徳の時間の指導を行ったり、道徳教育に識見のある外部の人材の協力や支援を得たりするなど、授業をより豊かなものとするための柔軟な取組が求められる。

また、従来の道徳の時間をはじめ道徳教育に関する取組については、校長の方針や各教員の姿勢によって温度差や充実度の差があることが指摘されている。各学校においては、道徳教育を各担任任せにせず、道徳教育推進教師を中心とした指導体制が構築されるよう、校長がリーダーシップを発揮していく必要がある。各学校においては、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、学校全体としての取組方針を明確にし、全教員の共通理解を図りながら、具体的な改善策に取り組んでいただきたい。

また、道徳教育推進教師の意義を一層有効なものとするため、道徳教育推進教師が担う役割を明確にし、例えば、主幹教諭や指導教諭等のような中核的な役割を果たす力量のある教員を配置するとともに、全教員の参画、分担、協力の下に機能的な協力体制を確立する必要がある。

さらに、道徳教育に優れた指導力を有する教員については、当該地域における道徳教育の中核的な推進役となる「道徳教育推進リーダー教師（仮称）」として加配措置し、地域単位での道徳教育の充実・強化を図ることも求められる。

教育委員会においては、各学校における道徳教育充実のための支援に努めることが重要である。その際、道徳担当指導主事等が、各学校を訪問し、道徳教育の全体計画や年間指導計画などの指導計画の作成について指導・助言を行ったり、授業改善の援助を行ったりするなど、実質的な指導・助言を行うことも重要と考える。

また、従来の道徳教育に関する国や各地方公共団体の指定校の研究成果や優れた取組に関する情報等が蓄積されておらず、道徳教育に関する研究成果等が十分に活用されていないとの指摘がある。国や地方においては、これらの研究成果等を蓄積し、更なる発展・深化につなげることができるような仕組みを検討すべきである。なお、このような仕組みの一つとして、例えば、道徳教育に関する専門的な研究機関の設置も

課題であるとの意見もあった。

## ② 教員研修等

既に述べたような道徳教育の目標や内容、指導方法等の改善の方向も踏まえつつ、教員一人一人の意識改革と指導力の向上を図ることが強く求められる。

このため、校長のリーダーシップの下、「学級」「学年」「学校」の壁を越えてお互いの授業を積極的に見せ合うなど、学校全体としてチームで授業改善に取り組むための校内研修や共同研究を充実させていくことが重要である。

校内研修の充実等や上記①で述べた学校における指導体制の確立のためには、管理職や教員の意識改革と資質・能力の向上を図るための研修の抜本的強化が急務である。例えば、管理職を対象とした独立行政法人教員研修センターにおける教職員等中央研修など、国や地方において、管理職対象の研修に道徳教育に関する講座を新設したり、道徳教育に関する内容を充実させたりすることを検討すべきである。

また、指導方法の研究開発や効果的な指導方法等の共有などを通じて、教員の指導力の向上を支援することができるよう、教育委員会担当者、道徳教育推進教師、「道徳教育推進リーダー教師（仮称）」等に対する研修を充実する必要がある。このほか、視野を広げ、見識を深める機会とするために、現職教員を民間企業、社会福祉施設、大学等に派遣して研修を行うなど、社会の多様な分野との接点を重視した取組も有効と考えられる。

さらに、教員免許更新講習についても、道徳教育に係る内容の一層の充実を図られることを期待したい。

## ③ 教員養成・免許

今後、教員になるすべての者が、充実した道徳教育の実践の基盤となる資質・能力を修得できるようにする観点から、大学の教員養成課程の充実が必要である。とりわけ、教員の大量退職時代を迎えている中であって、今後の教員養成の在り方は重要な課題と考える。

具体的には、教員養成課程において、道徳教育の原論・歴史や哲学・倫理学などの理論面、学習指導要領の理解や指導案・教材の作成と授業展開等の実践的知識・技能などの実践面、教育実習などの実地経験面の三つの面について、その内容の充実を図っていくべきである。

このため、教員養成課程における履修については、道徳教育の理論面や実践面の充実が図られるよう、カリキュラムを改善するとともに、履修単位数を一定程度増加させることも検討すべきである。

さらに、教育実習において、道徳の授業を担当させるなど、道徳教育の実地経験を充実させることについても検討すべきである。

このほか、中学校段階における道徳専門の免許を設けることについて、発達段階の観点から取り上げる教材に専門的知識が求められることに配慮して、その可能性を検討すべきとの意見と、学校運営の円滑化のためにも引き続き学級担任が担当すべきであり専門免許は必要ないとの意見とがあった。また、教育実習において道徳授業を必修化すべきであるとの意見や、各大学の判断で教員養成課程で道徳を副専

門的に履修させるよう工夫することも考えられるとの意見があった。

大学における教員養成課程の充実のためには、道徳教育に関する理論的研究能力及び実践的指導力のある大学教員の確保をはじめとする体制整備が不可欠である。各大学には、道徳教育を充実させた専攻や道徳教育コースの設置などの積極的な取組が求められるとともに、大学と教育委員会との連携・協働による実践的なカリキュラムへの改善、学校現場での指導経験のある教員の採用などの取組が期待される。

このほか、専修免許状においては、既述のとおり、大学院で道徳教育専攻の者はもちろん、道徳教育専攻以外の者であっても、道徳教育の分野に関する一定以上の単位を修得した場合には、「道徳教育」の専門性を標章する制度がある。しかしながら、この制度が十分に活用されているとは言えない状況であり、この制度の積極的な活用を促進すべきである。また、教育委員会や学校においては、こうした教員免許状を有する者、大学において道徳教育を充実させた専攻や道徳教育コースを卒業した者、道徳教育に係る高い授業力を有する者を道徳担当指導主事や道徳教育推進教師等として積極的に登用することが期待される。

### 3 学校、家庭、地域の連携の強化について

#### (1) 現行制度

平成18年に改正された教育基本法では、新たに「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」ことが規定された。

また、小学校及び中学校の学習指導要領「第3章 道徳」では、「道徳教育を進めるに当たっては、(中略)学校の道徳教育の指導内容が児童(生徒)の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。」とされている。

また、例えば、小学校学習指導要領解説道徳編では、家庭や地域における道徳教育の役割として、次のように言及されている。

- ・ 家庭は、人格の基礎を形成する場として重要である。子どもは、乳幼児期からの具体的な体験を通して、保護者に愛着をもつとともに、基本的信頼感をはぐくみそれに基づいて心が発達する。家庭で身に付ける基本的な生活習慣や価値観は、その後の学校生活や社会への適応などにも大きな影響を与える。
- ・ 地域社会は、様々な人々や集団、多様な文化に触れ、活動しながら、人格を形成していく場として重要である。また、急激な社会の変化の中で行動範囲を広げ、多様な情報に接しながら生きている子どもの現実を考えると、地域社会が担っている道徳教育の役割は大きい。

#### (2) 改善の方向

学校における道徳教育の改善・充実を実効あるものとするためには、子供の人格の基礎を形成する役割を担う家庭との連携が不可欠である。一方で、家族形態の変容やライフスタイルの多様化などを背景に、家庭での道徳教育が必ずしも十分行われていないことも事実である。このことを踏まえ、今後、学校の授業等に保護者等の参加を一層促すとともに、新「心のノート」(仮称)等も活用しながら、家庭への働きかけやコミュニケーションを強化し、家庭の意識の向上を図るとともに、子供たちの道徳性の育成に、学校、家庭ぐるみで取り組むべきである。

また、地域社会は、子供たちが様々な人との出会いや活動を通じて、人格を形成していく場として重要な意義をもっている。学校における道徳教育の指導の効果を高めるためにも、保護者はもとより、地域の人々や団体等との共通理解を深め、連携・協力体制を構築するなどの環境整備を進め、社会全体で道徳教育に取り組む気運を高めていくことが必要である。

このためにも、例えば、保護者や地域の人々等に対し、学校の道徳教育の方針や計画等について積極的に情報提供し、それぞれの役割について理解を求めた上で、学校支援地域本部や学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ、道徳の時間の授業の企画や指導に保護者や地域の人々に参加してもらうことや、情報倫理や環境問題等の現代的な課題について学び考える場を学校と地域全体とで共有するなどの取組を積極的に推進すべきである。



## おわりに

本懇談会の議論において、我が国社会には「道徳」に対する一種のアレルギーともいえるような不信感や先入観が存在しており、そのことが道徳教育軽視の根源にあるのではないかとの指摘があった。

改めて言うまでもなく、道徳教育は、児童生徒に特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず誰かの言いなりになるような人間を作ったりすることを目指すものではない。

本報告でも繰り返し述べてきたように、道徳教育は、人が互いに尊重し合い協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身に付けるとともに、人間としてより良く生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、一人一人が考えを深めることをねらいとしている。このことを通じて、自立した一人の人間として、人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すものである。

しかしながら、こうした道徳教育の本質やその実現のための方法論について、これまで教育関係者の間においても十分に議論がなされてきたとは言えないのではないかと。本懇談会での議論では、「道徳性」「道徳的実践力」などの道徳教育固有の用語がきわめて難解でわかりにくく、教員の間でも十分に理解されていないことがしばしば話題となった。このことに代表されるように、道徳教育をめぐる議論はこれまで一部の狭い範囲で閉じられがちであり、その重要性をすべての関係者で共有し、積極的に取り組んでいこうとする意識や姿勢が十分でなかったのではないかと。

また、子供たちの人格形成の基礎を担う家庭についても、その多様化が進んでおり、必ずしも十分な道徳教育が期待できる状況にない。さらに、社会全体について見ても、他者への無関心の広がりやお互いへの思いやりの不足、マナーの低下などが懸念されている。

道徳は、社会を持続させ、発展させるためにも不可欠のものである。特に、科学技術の急速な発展をはじめとする今後の変化の激しい時代を生きる上で、一人一人が自分の中に堅固な倫理観や道徳性を持つことが一層重要となっている。これは、子供たちだけでなく、今を生きるすべての大人にとっての、また、社会全体にとっての課題である。

そのような思いから、本報告では、学校教育における道徳教育の改善・充実方策だけでなく、家庭や地域における道徳教育の重要性、社会全体での意識の向上や取組の充実の必要性についても述べた。

本報告を契機として、直接児童生徒の教育に関わる立場にあるか否かを問わず、社会を構成するすべての人が、道徳について改めて考えを深めるとともに、自らの生きる姿を自信を持って子供たちに示すことができるよう、それぞれの立場でできること、やるべきことに具体的に取り組まれることを期待したい。



平成 26 年度 道徳教育研修会 日程等一覧

参考資料3

会議名		日時	場所	参加対象者	講師
道徳教育 推進連絡会議	第1回	5月20日 (火) 13:15~	自治会館 301 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町道徳教育推進協議会の会長が推薦する実務担当教諭</li> <li>・各市町教育委員会の道徳教育担当者</li> <li>・広島県教育委員会関係者</li> </ul>	島恒生 (畿央大学大学院教授)
	第2回	8月8日 (金) 10:00~	自治会館 301 会議室		
道徳教育 研究協議会	第1回	6月12日 (木) 10:00~	府中町立 府中中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26指定校関係者(学校長, 推進者) ※終日</li> <li>・H14~H25指定校関係者(推進者) ※午後のみ</li> <li>・広島県教育委員会関係者及び市町教育委員会の道徳教育担当指導主事等</li> <li>・その他道徳教育を推進する上で必要な者</li> </ul>	七條正典 (香川大学教育学部附属教育実践総合センター一長)
道徳教育 パワーアップフォーラム (昨年:「心の元気!」1000 人フォーラム)		8月18日 (月) 10:00~	広島大学, サタケメモリアルホール他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内公立小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校の道徳教育の推進を主に担当する教師</li> <li>・保護者</li> <li>・教育委員会関係者</li> </ul>	永田繁雄 (東京学芸大学教授)
全体報告会 (・第2回研究協議会 ・第3回推進連絡会議 ・道徳教育パワーアップ研究協議会を兼ねる)		2月13日 (金) 10:00~	本館 6階講堂	研究協議会及び推進連絡会議の参加対象者	小寺正一 (関西外国語大学教授)
高等学校道徳教育 推進協議会		7月31日 (木) 10:00~	本館 6階講堂	県内高等学校, 特別支援学校(高等部)の道徳を主に担当する教師	澤田浩一 (文部科学省教科調査官)
指導主事 会議	第1回	6月27日 (金) 13:00~	調整中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県教育委員会関係者</li> <li>・各市町教育委員会の道徳教育担当者(希望)</li> <li>・指導教諭(道徳)</li> </ul>	
	第2回	1月23日 (金) 13:00~	本館 601 会議室		

教材作成委員会	第1回	5月20日 (火) 10:00~	本館 601 会議室	島恒生 (畿央大学教授)  ・H26 指定校関係者(推進者) ・広島県教育委員会関係者(希望) ・各市町教育委員会の道徳教育担当者(希望)	島恒生 (畿央大学教授)
	第2回	7月11日 (金) 10:00~	本館 601 会議室		
	第3回	9月10日 (水) 10:00~	本館 601 会議室		
	第4回	10月21日 (火) 10:00~	税務庁舎 306 会議室		
	第5回	12月5日 (金) 10:00~	本館 601 会議室		
	第6回	1月16日 (金) 10:00~	本館 601 会議室		

平成 26 年度 市町道德教育推進協議会 参加者アンケート

市町名 ( ) 校 種 ( 小学校 ・ 中学校 )

- 1 今日の研修会は、自校の道德教育の推進に向けて参考になりましたか。  
 1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 2 自校の「道德の時間」の内容は充実していると思いますか。  
 1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 3 自校の道德教育に関する研修の充実についてお聞きします。(「今後、実施予定」も含む)
- (1) 研修内容と学校の重点課題とのつながりが明確になっている。  
 1 はい 2 いいえ
- (2) 道德教育推進教師を中心に、研修の企画・運営を協働して行っている。  
 1 はい 2 いいえ
- (3) 研修成果を実践につなげやすくする工夫をしている(参加型研修等)。  
 1 はい 2 いいえ
- 4 近隣校同士の道德教育に関する情報交換や研修は充実していると思いますか。  
 1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 5 自校では、道德教育の取組を通信やホームページなどで計画的に紹介していますか。  
 1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 6 道德教育の推進を主に担当する教師(道德教育推進教師)の機能化についてお聞きします。  
 (「今後、実施予定」も含む。)
- (1) 道德教育の指導計画の評価・改善を行っている。  
 1 はい 2 いいえ
- (2) 各学級の道德の時間の実施状況を把握している。  
 1 はい 2 いいえ
- (3) 各学級の道德の時間の充実のために指導助言している。  
 1 はい 2 いいえ
- (4) 道德教育の研修を実施している。  
 1 はい 2 いいえ
- (5) 校外の道德教育に関する研修の内容を回覧等で校内に情報提供している。  
 1 はい 2 いいえ
- 7 自校では、魅力的な教材の開発(地域教材を含め)に取り組んでいますか。  
 1 はい(全校・一部) 2 いいえ

※ はいと答えた場合は、併せて括弧内のどちらかに○をしてください。

アンケートは裏面にもあります。

8 自校では、「広島県道徳教育指導資料」（地域教材開発の手引，読み物教材例集・授業展開例集）を活用しましたか。

1 はい（全校・一部） 2 いいえ

※ はいと答えた場合は，併せて括弧内のどちらかに○をしてください。

9 家庭・地域との連携についてお聞きします。（「今後，実施予定」も含む）

（1）自校では，「道徳の時間」を保護者に公開している。

1 はい 2 いいえ

（2）自校では，「道徳の時間」を地域に公開している。

1 はい 2 いいえ

（3）自校では，道徳教育について保護者や地域の方々と懇談会をもっている。

1 はい 2 いいえ

（4）自校では，保護者や地域の人々の参加・協力による道徳授業を行っている。

1 はい 2 いいえ

（5）自校では，地域の人材の協力を得て，魅力的な教材を開発している。

1 はい 2 いいえ

10 「私たちの道徳」の活用についてお聞きします。（「今後，実施予定」も含む）

（1）自校では，道徳教育の全体計画に位置付けている。

1 はい 2 いいえ

（2）自校では，道徳の時間の年間指導計画に位置付けている。

1 はい 2 いいえ

（3）自校では，次の場面で活用している（「今後，活用予定」も含む）。

①各教科

1 はい 2 いいえ

②道徳の時間

1 はい 2 いいえ

③外国語活動（小学校のみ）

1 はい 2 いいえ

④総合的な学習の時間

1 はい 2 いいえ

⑤特別活動

1 はい 2 いいえ

⑥上記①～⑤以外の学校での生活場面や教育活動

1 はい 2 いいえ

⑦家庭での生活

1 はい 2 いいえ

⑧家庭や地域との連携

1 はい 2 いいえ

⑨その他

1 はい 2 いいえ

（4）自校では，児童生徒による自主的な活用を促している。

1 はい 2 いいえ



教育委員会の概要 施策の概要 幼児教育 小・中学校教育 高等学校教育 特別支援教育  
生涯学習・社会教育 文化・スポーツ 生徒指導 健康と安全 是正指導 人材育成・能力開発



現在地 ホットライン教育ひろしま > 豊かな心を育てる道徳教育コーナー

# 豊かな心を育てる道徳教育コーナー

心に響くちょっといい話

▶ [心に響くちょっといい話](#)

道徳教育推進1ー基盤・体制づくり(H14～H17)

▶ [道徳教育実践研究指定事業](#)

道徳教育推進2ー人材・体制づくり(H18～H20)

▶ [心の元気を育てる道徳教育推進リーダー養成事業](#)

道徳教育推進3ー中身づくり(H21～)

▶ [心の元気を育てる道徳教育充実事業](#)  
▶ [小・中・高等学校道徳教育実践研究事業](#)

成果等の普及ーネットワークづくり

▶ [広島県道徳教育研究協議会](#)  
▶ [「心の元気！」1000人フォーラム](#)

児童生徒の心に響く指導の充実

▶ [新しい学習指導要領のコーナー](#)  
▶ [今月の育てよう心の元気](#)  
▶ [高等学校における道徳教育](#)

指導資料集等

▶ [広島県教育資料「道徳教育の充実」](#)  
▶ [広島県道徳教育指導資料](#)  
▶ [生徒指導充実のための道徳教育実践事例集](#)  
▶ [「児童生徒の心に響く教材の活用・開発」研究報告集「心の元気」](#)

冊子等掲載資料

▶ [冊子等掲載資料](#)

## 豊かな心を育てる道徳教育コーナー

新着情報

今月の育てよう「心の元気！」平成25年度  
平成25年度「心の元気！」1000人フォーラム  
平成25年度 広島県道徳教育推進連絡会議  
高等学校における道徳教育  
今月の育てよう「心の元気！」平成24年度  
[新着情報の一覧を見る](#)

[印刷用ページを表示する](#)

# 豊かな心を育てる道徳コーナー



広島県教育委員会では、平成14年11月に「豊かな心を育むひろしま宣言」を発信し、子どもたちの豊かな心、特に道徳性を育むために学校・家庭・地域が一体となり県民ぐるみで道徳教育を推進する気運の醸成をめざしています。

その中で、具体的な取組みのキーワードとして、「ときめこう、ふんばろう、つながろう」という3つをあげ、学校・家庭・地域の中でそれぞれときめき、ふんばる、つながるための活動や体験を通じて子どもたちの豊かな心を育てていくことが大切だと考えています。

これまでの県の事業
平成14年度～平成17年度 道徳教育実践研究指定事業
平成16年度～ 「心の元気！」1000人フォーラム
平成16年度 平成17年度 道徳教育実践研究指定事業
平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
平成18年度～平成20年度 心の元気を育てる道徳教育推進リーダー養成事業
道徳教育推進リーダー養成プログラム

## 心に響くちょっといい話はなし

話を読む 記入する

「心に響くちょっといい話はなし」は、日ごろの生活の中で出会った心温まる出来事、子どもたちの生き生きとした姿に感動した話など、みなさんの心に残ったちょっといいお話を広く県民の方々に紹介していただき、ほのぼのとした心の輪を広げることが目的としたものです。

### 広島県道徳教育指導資料

#### 第一部 地域教材開発の手引

広島県教育委員会では、新学習指導要領やこれまでの事業の成果を踏まえ、平成21年度から「新学習指導要領対応事業」の一環として「心の元気を育てる道徳教育充実事業」を実施し、地域の身近な素材を活用し、子どもたちの心に響く道徳の授業が行えるよう「広島県道徳教育指導資料」の作成に取り組んできました。

その第一部にあたるのが、地域教材開発の手引であり、「先人の伝記」「自然」「伝統と文化」「スポーツ」を題材とし、地域の素材を活用して教材を開発するための手順(例)や事例等を掲載しています。

#### 第二部・第三部 読み物教材例集・授業展開例集

広島県教育委員会では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、地元



[平成18年度](#) [平成19年度](#)

[平成20年度](#)

広島県道徳教育推進連絡会議

[平成18年度](#) [平成19年度](#)

[平成20年度](#)

[平成21・22年度](#)

心の元気を育てる道徳教育充実事業

[平成21年度](#) [平成22年度](#)

道徳教育指導資料作成委員会

[平成21年度](#) [平成22年度](#)

分野別作成部会(先人の伝記, 自然, 伝統と文化, スポーツ)

[平成21年度](#) [平成22年度](#)

広島県道徳教育推進連絡会議

[平成21年度](#) [平成22年度](#)

[平成23年度](#)～

広島県道徳教育推進連絡会議

[平成23年度](#) [平成24年度](#)

[平成25年度](#)

文部科学省委頼事業

広島県道徳教育研究協議会

[平成16年度](#) [平成17年度](#)

[平成18年度](#) [平成19年度](#)

[平成20年度](#) [平成21年度](#)

[平成22年度](#)

文部科学省委託事業

小・中・高等学校道徳教育実践研究事業

[平成23年度](#) [平成24年度](#) [平成25年度](#)

広島県道徳教育研究協議会

[平成23年度](#) [平成24年度](#)

[平成25年度](#)

研究報告集

## 心の元気Ⅰ 心の元気Ⅱ



生徒指導充実のための道徳教育実践事例集

の身近な素材を活用し子どもたちの心に響く道徳の授業の展開のために、「広島県道徳教育指導資料」の作成を進めてきました。平成21年度は、その第一部として、地域の素材を活用した魅力的な教材の開発の手順等を掲載した「地域教材の手引」を作成しました。作成した教材を効果的に活用できるように、第二部及び第三部となる「読み物教材例集」及び「授業展開例集」の作成に取り組んできました。

本書は、「先人の伝記」「自然」「伝統と文化」「スポーツ」の四つの分野を題材とした地域教材について、児童生徒の発達や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うことができるように、展開例や資料分析表、板書例やワークシートなどを掲載しています。さらには、作成した資料や地域の特徴を生かし、子どもたちが道徳的価値について深く考えることができるような、道徳の授業における活用の仕方のヒントを満載しています。また、すぐに授業に活用できるように、教材やワークシートをホームページからダウンロードできるようにしてあります。

### 新しい学習指導要領のコーナー

平成20年3月に小・中学校学習指導要領、また、平成21年3月に高等学校学習指導要領及び特別支援学校(小学部・中学部・高等部)学習指導要領の改訂が告示されました。

小・中学校、特別支援学校小・中学部の道徳については、平成21年4月から先行実施され、小学校、特別支援学校小学部については、新しい学習指導要領が全面実施されています。

また、高等学校、特別支援学校高等部の総則については、平成22年4月から先行実施されています。

【小・中学校、特別支援学校小・中学部】

改訂のポイント

[小学校 \(PDFファイル\)\(25KB\)](#) [中学校 \(PDFファイル\)\(276KB\)](#)

【高等学校、特別支援学校高等部】



県内の学校では、平成14年11月に県民に広く呼びかけた、「豊かな心を育むひろしま宣言」を受け、さまざまな取組を行っています。

このコーナーでは、小・中学校の特色ある取組を紹介することを通して、子どもたちの「心の元気！」を一層育てていきたいと考えています。今年度は、特に、新しい学習指導要領を踏まえた取組を中心に紹介していきます。

学校や家庭、地域、関係機関等において、今後の取組の参考にさせていただきたいと思っております。

リンク	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■文部科学省 道徳教育               <ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育について</li> <li>○充実・改善のポイント</li> <li>○心のノート WEB版</li> <li>○小学校道徳 読み物資料集</li> <li>○中学校道徳 読み物資料集</li> <li>○道徳教育実施状況調査(H24)</li> <li>○道徳教育推進状況調査(H20)</li> </ul> </li> <li>■国立教育政策研究所               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報モラル教育実践ガイダンス</li> </ul> </li> </ul>	

このページに関するお問い合わせ先

教育委員会事務局  
〒730-8514 広島市中区基町9番42号  
代表  
電話:082-513-4911 Fax:082-223-6341 [お問い合わせフォームはこちら](#)

[一つ前のページに戻る](#)

[このページのトップへ戻る](#)

[サイトマップ](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [ホームページ制作:管理部総務課秘書広報室](#)

県庁代表電話:082-228-2111 各課室等の業務内容・お問い合わせ先はこちらへ  
県の教育行政に関するご意見・ご提言・お問い合わせは、こちらまで 広島県教育委員会 〒730-8514 広島市中区基町9-42 庁舎案内

All Rights Reserved, Copyright(c) 2012, 広島県教育委員会事務局

